

平成21年（2009年）紀北町3月定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成21年3月5日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年3月23日（月）

応 招 議 員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 中津畑正量	16番 東 澄代
-----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は21名でありまして、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より、風邪のため欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきたいと思っております。ご了承ください。

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

15番 中津畑正量君

16番 東 澄代君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、一般質問を行います。

本日は、通告者のうち、松永征也君から平野倅規君までの 4 人の一般質問を行います。

なお、議員の発言時間は30分以内とし、持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないこととし、質問の方法については、最初に登壇していただき、通告した事項すべてについて質問していただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、17番 松永征也君の発言を許します。

17番 松永征也議員

皆さんおはようございます。17番 松永征也、一般質問を行います。

1 点目に、野生の鳥獣被害対策の充実について

2 点目に、ふるさと納税制度のその後について

それから 3 点目に、行政放送について

以上、3 点についてご質問をいたします。

まず、野生鳥獣被害対策の充実についてであります。近年、イノシシ、シカ、サル、アライグマ、それにカラスやカワウなどが激増しており、鳥獣による農林水産業への被害が深刻な状況となってきております。

中でも、農業においては耕作放棄地の増加が大きな要因であると考えますが、これが鳥獣のえさ場や隠れ場所となるなど、さらなる被害を招くという悪循環を生じて、農家の意欲をなくすることにもつながっており、大きな課題であると考えます。

さて、国においては、平成19年12月に、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律が成立し、平成20年 2 月21日に施行されたところであります。この法律の目的は、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための施策を、総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展と農山漁村地域の振興を図ろうとするものであり、その内容は、国が被害防止対策を総合的に実施するための基本指針を策定し、市町村はその基本指針に基づいて、被害防止対策を総合的かつ計画的に推進するための、被害防止計画を策定

することができることとなっております。

そして、被害防止計画を策定した市町村に対しては、被害防止施策を推進するための必要な措置が国、県において講じられることとなっており、具体的には権限の委譲や補助金や地方交付税等により、手厚い財政的支援がなされることとなっております。

法施行から1年少々経過しており、各地では計画策定が進んでいるように聞き及んでおります。本町においては、どのように対応されておられるのか、お聞きをいたします。

次に、ふるさと納税制度のその後について、お聞きをいたします。

平成20年4月の地方税法の改正により、ふるさと納税制度がスタートをいたしております。ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに対し、貢献あるいは応援したいという方々の想いを実現させるため、ふるさとへの恩返しという面と、好きな地域を応援するという側面をもったものであると考えます。

さて、本町においては、受け取った貴重なふるさと納税、いわゆる寄付金を積み立てて活用するためのふるさと応援基金を、昨年9月に設けております。制度創設から早くも1年が経とうとしておりますが、これまで受け取った寄付件数と寄付金額はどのようになっておられるのか、お聞きをいたします。

また、寄付してくださった方々のご意思を尊重し、これに答えていくためにも、今後どのような事業に活用していくのかを早く決定し、実現していくことが必要だと考えますが、どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

また、すでにご寄付をいただいている方からの貴重なご意見であります。気づいた点として、大変意義のある制度だと思っているが、町の制度の周知、PRが少し足りないのではないかと、是非この制度を多くの方々に呼びかけして、活用し、ふるさとを少しでも活性化してほしい、していただきたいという想いを聞かせていただきました。

本町で生まれ育ち、義務教育を終え、進学や就職を機に都会に出ていかれた方々が大勢おられます。このような方々にこの制度をどのようにPRされておられるのかについても、お聞きをいただきたいと存じます。

平成24年の高速道路の開通を控えて、我が紀北町が決して通過地点とならないためにも、これから全力を挙げて魅力ある町の発展と活性化が強く求められております。都会へ出て行かれた方々も、この生まれ育った自然豊かなふるさとの発展には、好意を持って協力して下さるものと考えますが、町長は、今後この制度の活用について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、CATV行政放送についてお聞きをいたします。

行政にとって、町民への情報の提供は、最も重要な施策の一つであります。

そのため、本町においては他の市町に先がけて、毎年、1,800万円余の多額の費用、税金をかけて、ケーブルテレビによる行政放送、ふるさと紀北町を放映して、町の出来事やお知らせをはじめ、議会放送や選挙にあたっては開票速報など、さらには大雨時の雨量情報など、充実した放送が終日行われているところであります。

しかしながら、せっかくの放送も海山区においては、ケーブルテレビの加入率が低いため、十分にその恩恵を受けていないのが現状であります。このことは合併直後の平成17年12月議会においても取り上げましたが、一向に解消されないことから、再度の質問をするものであります。

私は、これではいけないと常々疑問を抱いているのでありますが、現在の両町におけるケーブルテレビの加入率はどのようになっているのか、お聞きをいたします。また、このような状況を解消していくために、町長はどのようにお考えか、お聞きをいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。松永議員のご質問にお答えいたします。

まず、鳥獣害防止総合対策事業に対しての当町の対応につきましては、前者議員の答弁と同じ内容になろうかと思いますが、本事業は、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて市町村が被害防止計画、おおむねこれ3年計画を作成し、市町村、農業者団体、林業者団体、漁業者団体、狩猟者団体、地区集落の代表などで構成する地域協議会を立ち上げ、地域協議会が単年度計画の事業実施計画書を作成し、これに基づいて鳥獣被害の防止に努めてまいります。

鳥獣害防止総合対策における事業費といたしまして、ソフト事業の推進交付金とハード事業の整備交付金があります。このソフト事業の推進交付金は、個体数調整、被害防除、生息環境管理等を実施するための交付金で、国が100%負担する、単年度あたり最高200万円の定額補助金です。

一方ハード事業の整備交付金は、鳥獣害防止施設整備や、処理加工施設などを整備する交付金で、国が55%補助し、残り45%を町が負担します。その町負担のうち、50%が特別交付税として措置されますので、実質の町負担は22.5%になります。

当町におきましては、3月3日に紀北町、紀北町農業委員会、森林組合おわせ、海山漁業

協同組合、海野漁業協同組合、伊勢農業協同組合、古里道瀬集落協定、道瀬区、紀北町猟友会の団体をもって鳥獣害防止総合対策協議会を立ち上げました。その会議の中で、当町の被害防止計画への助言をいただき、また、被害防止計画に基づく、事業実施計画の策定について協議いたしました。

平成21年度における当町の取り組みといたしましては、ソフト事業の推進交付金 200万円を活用し、個体数調整を図るため、イノシシ、ニホンジカ用箱わなとニホンザル用の箱わなの整備を中心に実施し、紀北町猟友会や被害地区と緊密に情報共有しながら、駆除や追い払いを進めてまいります。

平成22年度以降につきましては、被害の情報収集、把握に努め、被害に即したソフト事業や施設整備のハード事業を検討してまいります。

次に、ふるさと納税制度につきましては、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという気持ちを持つ方々の思いを実現するものであり、寄付をする場合は、出身地に限らず全都道府県、市町村を自由に選ぶことができます。

制度がスタートし、1年近く経過したところでありますが、これまでに当町にご寄付いただきました件数は5件で、金額は682万1,900円であります。ご寄付をいただいた方々には、改めてお礼申し上げます。

次に、どのような事業に活用していくかではありますが、寄付者から事業が指定されている場合は、その趣旨に沿った事業に、特に指定されていない場合は、現在検討しているものの1つとして、学校図書室や町の図書室などへの図書の購入など、広く住民の方々に利用いただけるもので形として残るものを考えているところであります。

次に、制度のPRではありますが、紀北町のホームページにおいて、ふるさと寄付のお知らせをしているところであります。また、帰省客の方が見られる機会が多くなる、お盆休みの期間中、ケーブルテレビの文字放送により周知させていただいたところであります。

寄付金は、当町にとりましても新たな自主財源として、期待しているものであり、既存の事業だけでなく、新たな事業の取り組みや周知の方法についても検討していきたいと思っております。

次に、両区におけるケーブルテレビ加入率についてではありますが、本年2月末現在のケーブルテレビの加入率は、紀伊長島区で98.4%、海山区で61.1%、全体で80.6%となっております。合併時の、平成17年11月末と比較いたしますと、紀伊長島区では約4%、海山区では約10%、全体では約7%、徐々にではありますが増加しております。

紀伊長島区におきましては、高い加入率であります。海山区におきましては、相賀地区や引本地区等では、自宅の戸別テレビアンテナで電波受信が可能などところも多く、また、戸別アンテナで受信が不可能な地域であっても、地域住民がお金を出し合って組織したテレビ放送受信共聴組合や、地元の電気事業者が経営するテレビ共聴事業により、テレビ放送の受信が可能となっていることから、ケーブルテレビへ加入する必要はなく、その加入率も低くなっております。

町といたしましては、行政放送番組「ふるさと紀北町」により行政放送や議会放送などを町民の皆様にご覧いただきたくて考えております。

このことから、行政放送番組「ふるさと紀北町」のさらなる充実を図るべく、町民の皆様のニーズに応えられる情報の発信に心がけ、町民の皆様にご覧いただけるような番組をつくり、加入率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、株式会社ZTVにおきまして、これまでと同様に、加入促進キャンペーンを随時行っていただくようお願いし、加入率の向上に努めてまいりたいと考えております。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

ソフト事業をやっていくということであったですね。そしてハード事業について、今後検討していくということであったんですが、近年、その猟友会のメンバーの方が大変減ってきておるといこともですね、鳥獣被害を激増させている大きな原因だと思っておるわけなんですけども、今後もですね、高齢化が進んでいきますと、この猟友会のメンバーの方、増えることはまず考えられない。減少していく傾向にあるんじゃないかと思うんですが、そのような状況の中です、ソフトだけではもう防ぐことはできないと思うんです。

それで、そのハード事業なんですけども防護策ですね、これを考えていただきたいと思うんですが、それもですね、これまでですと農家の方が自分の農地だけをね、トタンやとか電気線で囲っておりましたけども、もうそれでは追いつかん、十分じゃないと思います。

したがってですね、例えば堤防敷きを利用するとか、山沿いにですね張るとか、もう地域全体を張っていくようなこと、せっかくこの有利な補助金が出ておるわけですね、こういうことを活用してですね、そうしていったほうが、当然、地域の方との連携が必要なんですけど、連携をしてですね、効率的で安くもつくし、そして効果が上がるんじゃないかと思

うんですが、どのようにお考えでしょうか。この今の件についてですね、町長いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

演壇で申しあげましたとおり、協議会でハードについても検討していただくんですが、その結果を受けてですね、これに対応してまいりたいと思っております。今、議員がおっしゃったことについても、十分考えてまいりたいと思います。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

隣の町ですね大紀町、大変熱心に取り組まれておるといことでね、先日ちょっと行ってまいりました。ちょうど地域が一体となってですね防護柵を、今のような申しあげましたような、地域を取り囲むような形でね、設置を5年ほど前から進めているということで、現在、34箇所に設置をしてですね、延長は実に23kmにも及ぶということでした。それで残りの分については、今、町長が言われたような鳥獣被害防止総合対策事業ですか、この事業によって残りを整備していくんだということで、意気込んでおられておりました。

奥山町長もですね、その所信表明の中でもですね、この鳥獣被害防止総合対策事業で、今後、鳥獣被害対策に取り組んでいくんだということを表明されておられるものですから、期待をいたしたいと思うわけなんですけど、このような形で地域ぐるみで取り組んでいってですね、一度にはできませんからね、ひどいところから順次計画的に取り組んでいってほしいと思うわけなんですけども、大紀町その防護柵の構造なんですけども、高さが1m80、そしてサルが飛び越えるようなことあるんで、一番先端にですね、その上へ電気を張ってありまして、鉄製で15年以上は持つものだそうなんですけど、是非ですね、うちも考えていっていただきたいなと思います。これについては以上なんですけども。

次に、ふるさと納税制度なんですけどもね、この制度は都会へ出ていかれた方々の想いをですね、実現させるためのふるさとを応援する仕組みをつくったということであろうかと思えます。大変意義のある制度であると思えますが、そのためには都会へ出ていかれた方々に、この制度をよく知っていただくことが必要であろうかと思うんですね。

それでご答弁では、インターネットのホームページで周知しておると、それで盆にはです

ね、行政放送の文字放送でお知らせしておるという程度のことなんですけども、これでは私は十分じゃないんじゃないかと思うんですね。やはり印刷物、パンフレットを用意してですね、そして機会があるごとに配布するとか、それでまた、住所のわかっておる範囲で、例えばふれあいネットワークという組織がありますね。そういうところには発送するとか、また商工会においてもですね、いろんな関係でいろいろのノウハウを持っておられると思うんですね。そういうところへパンフレットを発送するようにしたら、また協力していただける方も増えるんじゃないかと思うんですが、そんなふうな積極的なですね、取り組みをやっていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がいろいろアドバイスをしていただいたことの中に、パンフレットはありますね。これは我々も考えているところでありまして、適切にこのパンフについてもですね、勉強してまいりたいと思っております。

そのほかに、ふれあいネットについては、これは検討中であります。以上でございます。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

是非、ひとつ検討していただきたいと思います。

そうしてですね、賛同してくださった方とのですね、今後のことで、きずなを深めていくということも大事ではないかと思うんですが、そのためにはですね、いろいろ調べますと全国的にいろいろと工夫をされておられるようでありますけども、例えば三重県内を見てもですね、三重県庁では、県庁ではですね、県立図書館とか、その斎宮歴史博物館の入場券を送っているようですね。それから玉城町やとか、度会町、それから南伊勢町などではですね、お茶ですとか、何かその町の特産品を進呈して、その方々とのきずなを深めていく努力をされておるようです。

まだ、ほかの市町村でもですね、まだそういうことをやっているところがあるかもわかりませんが、私が調べた範囲では、このようなことをやっておるわけなんですけども、この紀北町においてもですね、このような感謝の気持ちも込めてですね、これからのきずなづくりにもつながると思うので、このようなことを考えたらどうかと思うんですが、これは昨

年も6月議会やったですかね、同僚議員からも提案されておりましたけども、こういうことが必要なんじゃないかと思うんですが、町長どのようにお考えでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在ですね、いただいた方々には礼状を差し上げ、町政要覧、それから観光のパンフレット等をお送りしてですね、お礼に代えさせていただいております。

しかしながら、21年度予算が認められた場合に、観光DVDをつくる予定をしております。これなんかもですね、一緒にお送りしたいなと思っております。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

その物産、特産品についてもですね、そのようにすればですね、PRにもつながると思うんで、検討はしていただきたいと思うんです。

それで、この制度はですね、ふるさとを離れて都会で住んでおられる方々がですね、都会に納める税金の一部をですね、寄付という形でふるさとへ納めていただくという制度なんです。したがって、税金はその1年ごとの、1年切りのものですね。それでまた引き続いて来年も再来年もというようにね、お願いというのか、協力していただくのが必要なんじゃないかと思うんで、積み立てをいつまでもしていくんじゃないしに、さきほど町長はその学校の備品とか、それで指定されている、その意思がはっきりされておる分についてはですね、そのように使っていくということを答弁していただいたんで、そうすべきだと思うんですが、今年ですね、6百数十万円の寄付金が今年はいいただいたんですけども、これはその内訳ですね、その意思がどのようなものに使ってくださいますよというようなことで、寄付していただいたのかどうか、その内訳はどんなふうになっておるんでしょうか、ちょっとお聞きします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

いただいた2件のうち、地域の資源を活かし、活力と魅力あふれるまちづくりに使っていただくよということ、2件はね。あとの方は3件は、指定はありません。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

わかりました。この制度はですね、法律の改正によってつくられたものであって、永久的にですね続いていくものであると思います。きちんと丁寧に、また熱心に取り組まれている市町村と、またそうでない市町村とはですね、数年後には大きな差がついていくんじゃないかと思うんです。そのようなことで、紀北町をですね、少しでも良い町にしていくためにですね、この制度も十分に組み組んでいただきたいと思います。これは要望でございます。

次に、行政放送についてなんですけども、加入率、端数はちょっと記入ようしなかったんですけども、紀伊長島区が98%ですね。それから一方、海山区では61%ですね。ということでありました。海山区ではですね、半数近い方が町の行政放送を見ることができないことになっておるわけなんです。これはあまりにもね大きな数字でありますので、質問しているわけなんですけど、このままではいけない数字であると思うんです。4割も見れないわけなんですからね。

合併して3年半、しかも同じ町内の中でですね、このような格差があるわけなんですけども、町は解消をしようと、私は今の時点では解消していないと思うんです。ZTVですね、放送会社任せであると思うんです。その一方で、町長は今日も言われた、このふるさと納税についても行政放送の文字放送でというふうに言われましたけども、常に町民への周知徹底はですね、行政放送で行いますというようなことを度々言われております。

また、職員もそうなんですわ。職員もそんなふうに言われておるんで、この海山区では4割の方が見れないことになっておる状態なんですけど、このことをですね、忘れていてのではないかという思いもするわけなんですけども、町民に対するですね、大事な情報提供でありますから、これこそ平等でなければいけないと思うんです。格差も1日でもですね、早く解消していただきたいと思います。町長のお考えをですね、もう一度お聞きしたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この加入数、あるいは率の上昇アップについてはですね、私もできたら全町民の皆様が、これを加入していただくのが好ましいと考えておりますけれども、共聴の組合だとか、あるいは事業者の共聴事業についての影響もありますことから、それからこれまで加入していただいた方の負担金の公平性ということも考えなくてはなりません。そういうこともあ

るんで、今のところは各人のご意思に委ねているところであります。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

この際ですね、他の市町の状況も申し上げます。加入するときにはですね、初期費用に対して、行政が負担して加入を促進、各市町とも図っております。東紀州地域においてはですね、自費で加入しなければならないのは、海山区だけなんです。東紀州の状況を申し上げますとですね、二通りの方法で行っておりますが、1つはですね、加入権を市町行政が買い取って、住民に貸し付けしているというところが多いんですけども、旧紀伊長島町とか、それから尾鷲市とか熊野市、御浜町、このところはですね、そんなふうにしております。

もう1つの方法はですね、加入するときには補助金を出しているところがあるんですね。これは旧の鵜殿村ですね。したがってですね、旧海山町と旧紀宝町の2町だけが、全額自費で加入しておったわけなんですけども、うちですね、紀宝町については鵜殿と合併した時点で、合併後はですね、鵜殿に合わせてそして補助金を出しておるという状況になっておるわけです。したがって、もう海山区だけがですね、何も対応をとっておらんわけなんで、これは当然、加入促進をね、是非図っていただきたいと思いますと思うんですが。

それですね、合併したことによってですね、県のほうから市町村合併支援交付金がきておりますね。これはですね、私も要綱をちょっと調べたんですけども、町の一体化とか、合併によって生じたその地域の格差を解消する、この目的で交付がされてきておると思うんですが、これこそですね、この補助金、交付金はこれに合致するものではないかと、なぜこういう交付金を使ってね、加入促進を図って、そして格差の解消を努めないかと思うんですがね。このことについてちょっとお聞きします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきの質問にお答えしたようにですね、これまで加入していただいた方々の負担金と、その公平性といいますか、その点の格差が出てまいりますんで、現在のところはですね、ちょっとその補助金等は考えておりません。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

町長言われることはですね、これまで入っておられた方との均衡とかね、それが生じておるのでと言われるわけなんですけども、例えばですね、紀宝町と鶴殿村、これがうちと同じような形の実施方をしておったわけなんです。そして合併によって紀宝町がですね、鶴殿村のこの制度に統合したというような形です。

したがってですね、紀宝町を見ると、その合併前に加入した方がおられる、自費で加入した方がおられる。海山区と同じなんですけどもね。そういう方は合併後、補助金が付くようになったわけなんですけども、しかし、自費で加入した方から1人もですね、その苦情とか不公平やとかいうような話が全然出ておらんという、私は問い合わせをしたら、そんなふうなことを言っておられました。

川端龍雄議長

松永議員、時間がきましたので簡潔に締めくくってください。

17番 松永征也議員

そこでね、是非、町もね考えてほしいのは、なぜ加入をされていないのか、そのどういう方が加入されておらないのかですね、その実態をですね、当然、これ町も取り組まれてはおるかとは思いますがね、まずその実態を把握して、それで分析してからどこに問題があるんかとか、原因はどうなんかとか、考える必要があると思うんですが、このような実態を調査したことがあるのかどうか。してなければですね、今後どのように考えておられるのか、これについてお聞きしたい。時間がきましたので、答弁だけお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員、さきほどの質問にも答えましたけれども、共聴組合ありますね。それから電気事業者が共聴事業やっておられる。それも考えてみる必要があるということと、まだ加入していない方々の実態については、調査はまだ致しておりません。以上です。

川端龍雄議長

以上で、松永征也君の質問を終わります。

続きまして、11番 入江康仁君の発言を許します。

11番 入江康仁議員

ただいま議長の許可を得て、今回、3月議会においてですね、私の一般質問をさせていた

できます。

今回、3月議会においての私の一般質問は、産廃訴訟の敗訴の原因の明確化と、紀北町町長としての責任のとり方の明確化についてであります。

2つ目は、この紀北町の明るい未来と将来を閉ざしてしまう重要な問題である、国家賠償訴訟であります。

3つ目は、老人ホームの新聞等に議会の説明もない中で、進められていたことに対する質問をいたします。

次にですね、質問に入る前に、紀北町町民の皆様、私の考えと町民に対する私の気持ちを知っていただきたいので、その考えと気持ちを説明させていただきます。

それは、この問題を早期解決しないで、紀北町の将来があるのかということ、紀北町の町民の皆様と一緒に考えていきたいと思うからです。そして、この問題の原因はどこにあるのか、またその責任は誰にあるのかということも明確にしていきたいからです。

そして、町民の皆様と一緒に何が正義で、また何が悪なのか、そして何が正しくて、何が間違いなのかということも、正しく町民の皆様と判断をしていきたいからです。私は今までこの国家賠償訴訟については、この企業と関連があるからとして、議会においても遠慮して、あまり質問等には控えてきました。もう遠慮することは致しません。断固戦うと決めたからです。この問題においては紀北町町民の皆様にはっきり言うておきます。これは私自身のためでも、また企業のためでもありません。それはこの問題を先送りして、紀北町の明るい未来と明るい将来がないからです。また、この紀北町の次の時代を担う若い人たちのためにも、早期の解決をしなければならないと思うからです。

そして、私の思いとは逆に奥山町長は、この問題を先送りして、問題責任を逃れようとしているからです。そしてもう1つは、奥山町長の側近の人たち、また奥山町長に近い町の職員たち、そして一部の町議会議員によって損害賠償請求が、町民の皆様に対する説明の中に、問題責任をすり替える説明があるからです。このまま黙っていては、紀北町の町民の皆様が、間違った説明を受けて、間違った判断をしてしまうことがあると思うからです。

そして、この問題の張本人である奥山町長が、取るべき責任を取らず、最後にはそのしわ寄せが紀北町町民の皆様にくるからです。この先延ばしすることによって、今、私の言ったとおりに必ずなります。断言しておきます。そして紀北町町民の皆さん、産廃訴訟の結果を考えてみてください。旧紀伊長島町の人たちが、その当時の町長及び一部の町職員の人たち、また一部の町議会議員の間違った説明を受けて戦った裁判が、敗訴となった現実から目をそ

らさないでいただきたい。

そして、紀北町の町民の皆様には、二度とこのような間違いを繰り返さないでほしいのです。そして法律は、数の倫理で曲げられるものではないということもわかっていただきたい。そして町民一人ひとりが関心を持っていただきたい。私はその関心を持っていただくことに応えます。それは私が政治生命をかけて、入江康仁議会だよりで紀北町町民の皆様には、正しく判断ができるように国家賠償訴訟に対しても、紀北町側の主張や答弁書を事実のまま報告させていただきます。

そして、前段でも言っているように、このままでは何が正義であるのか、また何が悪なのか、そして何が正しくて、何が間違っているのかわからないようになるからです。紀北町の町民の皆さん、産廃訴訟の結果を考えてみてください。約10年に及ぶ裁判の結果、司法の最高機関である最高裁判所の判決で、この問題は三重県との事前協議の席で、浜千鳥リサイクル事業計画を知った紀伊長島町は、そのあとでこの条例をつくったのだから、事業者に対しては十分な話し合いをして、そして事業者に対して不利益を与えないように十分に配慮しなければならない。そういう配慮なくして事業の差止めを行ったのであれば違法であるという、司法の場において行政機関に対する配慮義務という、全国で行政機関に対しての初めての判例となる判決が下されたのです。

そして、名古屋高等裁判所に差し戻されて、その結果、差止めの行為は違法であるという判決が下され、敗訴が決定したのです。

以上が、産廃訴訟の簡単な私の町民の皆様の方々への経過説明である判決内容です。そして、紀北町町民の皆さんに対する私の考えを述べさせていただきました。

それでは、本題の質問に入ります。

まず、産廃訴訟の敗訴については、水道水源保護条例の公権力を行使する執行者として、間違った公権力の行使をしてしまったことへの、町民への責任の取り方を明確にして示してください。

そして、敗訴に至った原因はどこにあるのか。

そして、産廃訴訟が敗訴になった場合、責任の取り方を考えていますという答弁をしていますが、どのように取ったのですか。明確に教えてください。

この問題に関する質問は、私が議員に初当選した平成18年の12月議会から始まっています。重複するところがあると思いますが、町民の皆さんにわかっていただくためにも、明確に教えてください。

次に、今回の国家賠償訴訟に関しては、前段でも言っているように、私自身に関連がある問題だとして、あまり深く質問をしなかったし、追及もしなかったが、しかし、今回私は二度と町民を巻き込んだこのような問題を繰り返さないためにも、政治生命をかけて戦うと意思表明を決めたのです。また、町民1万9,963人を路頭に迷わさすことをしないためにも、そして紀北町の将来を閉ざしてしまうような問題を二度と起こさないためにも、私は紀北町の将来のためと、そして紀北町の町民の皆さんと、次の紀北町を担う若い人たちのために戦うと決意したのです。

そこで町長に質問です。紀北町町民の皆様は、紀北町奥山町長として、また町長という公人としての重責をどのように感じているのか。そして明るく不安のないまちづくりを公約にしているあなたが、現に共産党議員が言っている1万9,963人の町民を奈落の底陥れていることに、どのように感じているのか。

また、その町民に安心を与えるためにも、これからこの国家賠償訴訟がどのように進行していき、どのような町としての主張をしていくのか、町民の皆様にもわかるようにわかりやすく、明確に答弁をお願いいたします。

それでは、老人ホームについてはですね、先般、地方新聞で公開されているようにですね、町長に対しては、これは白紙の状態だということの中でですよ、いろいろな近澤議員とかいろいろな議員の中で、副町長も、いかにも民間委託をするようないろいろな答弁をしているが、白紙の状態だったら答弁として白紙ですのでの一言でいいと思うんですが、それに対しての答えを、答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

入江議員のご質問にお答えしたいと思います。事前の聞き取りの中で、町が敗訴した原因ということを知っていますが、申し上げてよろしいでしょうか。それはよろしいか。

産廃訴訟で町が敗訴した原因については、この演壇では議員がおっしゃっていないので、それは省いてよろしいですか。いや事前の趣旨は聞くことです。

それでは申し上げます。産廃、町長はどのように責任を感じているかということですね。産廃訴訟につきまして、規制対象事業場認定処分の正当性を強く訴えてまいりましたがけれども、平成19年6月7日の最高裁の決定によりまして、町側の敗訴が確定いたしまして、それで規制対象事業場の認定処分が取り消されました。これに伴い、業者側が計画いたしました

施設が規制対象事業場に認定処分されていなかったら、同施設を操業することによって得られたであろう利益について、町に対し国家賠償法に基づく損害賠償請求を津地裁に提起し、現在、その訴訟が係争中でありですね、今後、損害賠償義務の存否を争うこととなりますので、町としての必要な主張、立証を行い、勝訴に向けて最善を尽くしていくことが、私の責任であると考えております。

次に、この国家賠償法に基づいて、この訴訟が行われておりますけれども、それにつきましても、適切に主張を申し上げていこうと考えております。国家賠償法につきましては、それに対してですね、適切に申し上げていこうと、主張していこうと思っております。

次にですね、老人ホームにつきましては、先般、全員協議会で議員に説明を申し上げましたが、その中には予定された表も載っておりましたけれども、それ以外にも詳しい情報が新聞に流れたそうでありまして、まだそれは決定しているものではありません。ですから、今後も議員の皆様との協議のうえでですね、方向性としては民営化ということを行行政としては考えておりますが、今後考えて、その方向で進めてまいりたいと思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

今ですね、町長の答弁の最初のところに、事前の聞き取り調査云々というような発言ありましたけども、私は少なくとも事前の聞き取り、一般質問の通告に対して何も受けてません。これ天地神明にかけて、受けている議員もおるということになりますけれども、不適切じゃないですか。これ議事録に残るとですね、曲解すれば八百長相撲しておるんじゃないかという、これは誤解を受けますよ。議長、これはお取り計らいをしてください。これは不適切です。私は受けてません。

川端龍雄議長

北村議員の動議、全くそのとおりだと思います。町長、その件に関しての。それでよろしかったら。

奥山始郎町長

事前の聞き取りということは、不適切であるという議長、あるいは北村議員のご指摘に従いましてですね、通告に従ってということに訂正させていただきます。

川端龍雄議長

そのように取り計らいさせていただきます。

入江議員、よろしいですか。

11番 入江康仁議員

議事進行、そんなら今のは私のは通告に従ってと、演壇で言うてなかったと、通告どおりでいいんですね。そう理解させていただいていいんですね。

それでね、もう1点、議長、ここでもうきちんと、あとでね、どうのこうのと僕も言いたくないから、この議会というのはですね、自治法の第115条で議会の公開の原則というのがありますよね。それに対してはこう書いてあるんですよね。議員は、議会の会議はこれを公開すると規定すると、議事公開の原則を明らかにしている。そして議員は町民の代表として選挙で選ばれた議員であるから、議事の公開は議会が住民の代表機関であることからして、住民の意思がいかん議会に反映しているかを、広く住民に知らせるとともに、議会を監視させて、常に議会運営が公正に行われるようすることを目的とするものであると、こういうことになっておるんで、答弁に対してはですね、議長、必ずきちんと町長に答弁させてください。

それで、私のほうで質問のやり方とか、議会ルール、規則によって外れた質問したり、町長が答弁をできないような質問をしたときは私を指摘して、引き下がらせてもうても結構です。しかし、両方ですね、議長の平等な視野の中で議事進行を図っていただきたいと思えます。そこだけ一度お願いしたいと思えます。

川端龍雄議長

そのようにしているつもりですし、質問者の答弁と、答弁者の考えが食い違うときは、質問者が厳しく指摘していただいて、答弁を引き出すようにしていただきたいと思えます。

次、入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、今ですね、その産廃訴訟に対しての経過、経緯は言いましたけど、あなたは責任を取ってないわけですよ。私は平成18年12月議会においてですね、まだ結果が出てないけど、これはもう差し戻しで上告しても駄目だよということの旨を、あなたに言っておるはずですよ。そしたらそのときのあなたの答えは、それがまだ結果出てないと、結果が出たときには責任の取り方を考えてますという答弁を、あなた議会でやっておる。

そして6月に北村議員が結果出たときに、あなたに責任の追及もやっておるんですけど、そのときの答弁はどういう答弁いたしましたか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのときはどういう答弁、私の趣旨は、この1月15日にですね、第1回の口頭弁論あったことについてはですね、この適切に町と町民のために、この訴訟事件に対して対応していくことが、私の責任であると、責任の取り方であるということは、ずっと申し上げてきたつもりでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いや、そうじゃなくてね町長、要は産廃訴訟と、この国家賠償請求訴訟とは別問題です。だからそこを明確に取ってください。これを取らなくして、国家賠償に対しての質問にもつながっていくから、この問題をひとつ大きな問題の責任を明確にしないで、次の国家賠償の責任を取るとか、そんな生やさしいものではないです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

産廃訴訟についてはですね、敗訴しました。その結果、この国家賠償法に基づく損害賠償請求が出てきたわけなんです。ですから、それはいわば関連していると私はみておまして、その両方について関連した今の裁判について、適正に対応してまいりたいと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうじゃなくて町長、そうでしょう。産廃訴訟では5,100万円から使ったことへのいろいろな流れと、そして時間を費やした、これの責任というものはあなた町長として、公人としてですよ、それは責任の取り方、これはひとつの責任を明確にしてから次の問題ですよ。

あなたそんなら国家賠償がこれにつながって出てくるというの、予測しておったらあとで答弁できなくなりますよ。そのやはりひとつのこの産廃訴訟のひとつの区切りの責任を取らずして、なぜ国家賠償の責任を取れるんですか。そこを明確に示してください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ですから、今も申し上げたとおり、産廃訴訟の敗訴になったことについては、非常に残念に思ってますけれども、それ以後の損害賠償請求についても、これを適正に対応することが、私の責任であると、そういうことは何回も申し上げてきておるんで、ご理解をいただきたいと。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、今の私の通告はですよ、産廃訴訟の敗因の原因と、責任の明確化となっておるんです。そして国家賠償は2つめになります。2つの私は質問しておるんじゃない。一つひとつ区切ってあります。事実、事件そのものは別でしょう、議長。別でしょう。これは産廃訴訟と、国家賠償は引っついておるんじゃないんです。一つひとつの結果出たことの流れでやっていくわけですから、これに対しての質問を私は言っておるのに、国家賠償を責任を取ると、この国家賠償はあとから私やりますよ。

そういうね、だから責任を取らないんだったら取らない。今取ってないんだから、これに対する明確なことを言ってもらわな、私のあとの質問にもつながってこない。そして事件そのものが別々でしょう。仮にそんなら殺人起こしたと、そしたらここから国家賠償だと、殺人と国家賠償は別でしょう。それに伴うというのは。

だから、産廃訴訟に対してはひとつの責任を取るのが、明確にするのが町長の立場じゃないですか。それをやっぱり議長、ちゃんとあれしてですね、話をして、答弁させていただきたい。取らないんだ、取ってないんだから。12月の議会で私が言ったように、結果が出たときにはその考えてますと、責任の取り方を。この本会議で言っているんですよ。本会議で言っているその言葉覆すんじゃないくて、それに対しての適切な答えを出しなさいと、それが18年の12月の僕の議事録見てください。答弁今のように載っているはずですよ。

川端龍雄議長

入江議員にお答えします。これは質問者と答弁者のやりとりで、今の時点で私のほうから回答を求めるということが、ちょっと難しいから、もう一度入江議員質問してください。

11番 入江康仁議員

いや議長、議事進行、こんなことで時間バツバツと取られよったら、何にもあんたそれで

経っていくじゃないですか。だから私根拠を示すために、議長、私ここでもはっきり言っておくけど、あなたは暫時休憩と、議会を止める最大のあんた権力持っておるんや。わからんのやったら、私は18年の12月の議事録に載っておるから、確かめよと言うておるん。それあんた確かめるような配慮もせんのですか。

川端龍雄議長

もう一度質問してください。答弁が。

11番 入江康仁議員

じゃ今の答弁してください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ですから、私はこれまでずっと同じようなスタンスで答弁をしてきたわけでありまして。それは議員はその産廃訴訟と損害賠償請求とは別々、それは別々のものですが、関連、それが損害賠償はその産廃訴訟の結果を受けて、それが出てくるわけなんですから、私は関連していると見て、その損害賠償請求に対する対応をきちんと最善を尽くすというのが、私の責任の取り方ですと申し上げておるんですから、おわかり願いたい。お願いします。

川端龍雄議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

議長、これでは答弁にならんよ。やりとりだけやないかな、そんなら。町民に対する説明責任があるしやな、それでひとつの流れの中で、私は本会議で言うておるんですよ。それに対する責任の取り方考えてますというなら、それを一旦取るのが筋でしょう。

川端龍雄議長

入江議員、やはりさきほど言ったように答弁者と、そして質問者のいろいろのやりとりもありますし、考え方の、私のほうから、これは質問を変えよとか、答弁を変えよとかいうことは言えませんから、できませんから、入江議員続けて質問してください。

11番 入江康仁議員

議事進行、議長、私あなたにいつも言うておるように、あなたから言えとか何とかって指示はせんのです。それはこの議場はあなたの権限で動くんだから、しかし、議長でも議会ルールに則った中の議長権限だということを忘れんでおいてくださいよ。それは答弁間違うて

おったら、国会でも予算委員会でもテレビ中継であるじゃないですか。ちゃんと注意しておるでしょう、議長は。それは当然やないかな、それは。こんなわからんようなあれをしてですよ、町民が皆見ている中で説明責任も、責任のあり方も明確にしていな、答弁をいただけないで、それを質せって、そんな馬鹿なことない。

私のそんなら質問の趣旨はどうかということ、私わかりにくいような質問してますか。してますか。私は当然その責任を取ると言ったから、どうなんだと、今までは私演壇で言っておるように、厳しく今までは関係あるからって、厳しく質問も追及もしなかったと言っておるんですよ。追及もしなかった。だけど、ここまで今度は意思表示した以上は、きちんと私は詰めますと言っておるん。だから責任を取るということは明確に取ってないのに、国家賠償の質問しておるんじゃないんです、私は。それを自分とで国家賠償引っつけておるだけじゃないですか。

川端龍雄議長

入江議員、ここで後刻協議しますから。

川端龍雄議長

ここで一旦休憩いたします。議運に諮っていただきます。

(午前 10時 40分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 45分)

川端龍雄議長

休憩中、議会運営委員会に諮っていただき、さきほどの質問の件に関しては、質問と答弁

の相違については、議長の議事整理権に任すべきとの答申をいただきました。

さきほど入江議員の質問の続き、奥山町長答弁をお願いいたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

私が産廃訴訟について責任を取っていないというご質問ですが、現在のところ産廃訴訟については責任は取っておりませんが、現在、係争中の損害賠償請求事件に対して、適正に対応していくことが、私の責任であると思っています。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでは町長、産廃訴訟の責任というのは、もうこれ終わっております。結果が出ておりますけど、それに対してはもう責任を取ることじゃ、気持ちはないということで受け取っていいですね。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほど来言っておりますことですが、この産廃訴訟と非常に密接に関連している損害賠償ですから、そのことに対して適正に対応することが責任であるという意味であります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではですね、産廃訴訟の敗因ですね。敗因に対しては配慮義務というようなところを、さきほど町長は言ったと思うんですけども、それは間違いございませんか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水道水源保護条例に従った協議手続きの際にですね、町は水道水源保護の目的に適うよう、業者に対して地下水使用量の限定を促すなどの適切な指導や、業者の地位に配慮する義務を怠った点で、処分が違法であると判決が示されているところでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではですね、さきほど町長が言っておるように、産廃訴訟の責任は国家賠償というものが起きてくるだろうと想定してですね、これに責任を取るような形できちんと見守るようになるのが、私の責任というような発言をなされておるけど、間違いはないですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この損害賠償請求事件に対して、適正に対応していくことが責任であると思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね、町長、あなたは以前そのきちんと見守るようにやっていくのがというような答弁でございましたが、これはあなたの任期はあと約半年ですね、現在の。その現在の半年の中で解決するような方向でいくんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この事件はですね、あと数ヵ月で終わるようには思っておりません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃですね、町長、あなたの任期があと半年の中で解決しないというような考えのもとであってですね、産廃訴訟の責任は取らないわ、国家この賠償訴訟に関しては半年以上はかかるだろうと、それじゃあなたの任期中はできなくて、次のやはり町長、この責任はどのように感じてますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この任期に絡んだことでありますので、そのことについて今もなお、もう近い将来ですね、

対応の仕方を考えていきたいと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

答弁になってないけど、そこちょっと対応どのような対応ですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

つまり、次の来るべき選挙に対して、どう対応するのかということ、つまり立候補させていただくのかどうかということ、現在、検討しておるところであります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そのね、出る出やんは奥山町長の意思でございますから、とやかくは言いませんが、仮に出られたとしてですね、出られたとして、もしならなかった場合、誰かが出て、そうしたときの責任の取り方はどういうふうを考えてますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その町民の皆様が、もし立候補させていただいたという仮定ですけども、しかも、私は支持されなかったという仮定ですけども、仮定のことにはあんまり答えにくい問題ですけども、その場合にはその場合のことをよく対応を考えます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいやその対応、そのときはそのときの対応というのは、ちょっとわかりにくいので、明確にお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その明確にということが難しいんでありまして、対応するという意思を表明しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

私は以前ですね、町長の退職金等のことを言うたら、寄付行為が禁じられておるから、供託金のような形の中で退職金でも、この裁判が終わるまで何か町へ置いていくような形はできんかということで、町長は弁護士に一回相談すると言ったけどですね、これに関してのやはり考え方はどうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは今後よく考えなくてはいけない問題であると思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや裁判はですね、あなたはもう町民のいろいろな税金の費用の中を使ってきてですよ、それで勝てるという、また当然、町が勝って当然だと私は思うんですよ。要は法を守り、法を正しく執行し、何人にも平等に行政をやれば、訴えられても訴えても、私は負けないのが行政だと思っております。

しかし、この産廃訴訟も敗訴になった。そういう中で、あなたは勝てるということで、今やっておられるんですよ。それに対しては町民に対してもある程度の、私はこの退職金を、何かの違法にならない形で預けていきますと、勝ったらあなた持っていけばいいんだから、それぐらいの配慮はできるでしょう、どうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

勝てるという思いはないとは言えないけども、さきの議会の一般質問におきましても、最善の、勝てるように最善の努力をする。しかし、どのぐらいの見込みやと聞かれたときに、五分五分ではないかと答えた記憶を持っております。ですから、最善の努力をしてみたいと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

えらいちょっと、町長、えらい消極的な答弁になってきたけども、大丈夫なんでしょうね。それですね、もう1つ、この産廃訴訟終わって、差し戻されてからの、今、裁判費用というのはいくら使っていると思いますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのお答えについては、水道課長に答えさせます。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。以前報告させていただきました、平成18年までの裁判費用ですけれども、平成19年ですね、624万 2,640円でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

答弁不足、平成17年度から20年度までのあれをちょっと言ってくださいよ。差し戻し裁判。起こしたのは17年じゃないですか。そっからの経費を。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

差し戻し裁判の17年の12月24日からの部分については、17年度分けておりませんけれども、17年度は 600万 7,254円、それから18年度は 137万 8,868円、19年度は 624万 2,640円でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

えらい数字が違うんだけど、ちょっとおかしくないか。私のあれではですね、17年度の紀伊長島町においては754万某、そして紀北町になってから600万7,000円、合計1,355万円使っておる、約。そして18年度は137万円、19年度は624万円、平成20年度は287万8,000円って、この間これに対しては報告したばかりじゃないの、課長。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

失礼しました。合併前の17年度の紀伊長島町時代の分として、705万5,784円ございますが、一部お魚らんの分も訴訟費として含んでおりましたので、損害賠償請求事件についてですね、あるいは産廃訴訟についての費用につきましては、私の述べた部分でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

総合計どれだけか言うてくれんか、それで。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

失礼しました。さきほどの経費ですけれども2,068万2,000円でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでね、その中にその食糧費としてね、22万9,000円あがっているんだけど、これはどういうことなんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その件につきましても、水道課長に答えさせます。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

食糧費なんですけれども、これは17年度ぐらいまでですね、打ち合わせの食費等も入っておりますけれども、あと18年度からにつきましては、会議中のお茶代のみでございます。お弁当等についてはその中には入っておりません。

11番 入江康仁議員

何てもう一回詳しく言って。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

はい、現在の食糧費につきましては、会議、弁護士訴訟代理人等の打ち合わせのためのコーヒー代等でございます。お弁当代については入っておりません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ちょっとそれはおかしいではないの。コーヒー代で22万 9,000円で、どのような会議をやっておるんですか。そしてこの食糧費というのはですよ、皆弁護士に対しては日当費、相談料、旅費等皆出しているんですよ。必要のない経費だと思うが、これはどういうコーヒーで22万円か、莫大なあれだけど、その領収書ちょっと示して、何人でやった。いつ会議やったということを示してください。領収証も出して。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

ここにですね、ひとつ私の手元に持っておるのが、19年度がありますんですけども、これは予算額が8万 9,000円あったわけですけども、コーヒー代等でですね、2万 600円を出しておるということで、ただし、今、領収書等については、今手持ちとして持っておりませんので、支出調書等に添付してありますので、用意できるものはしたいと思いますが。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではね、17年度の紀伊長島町の時代の17万 4,452円、そして紀北町になってから、12万 484円の18万 6,906円ですね。これに対してのどのような会議であったのか、そうい

うことの中で、どのようなコーヒー代だけだったのか、これ人数と会議の内容と領収書、とにかく添付、出していただきたい。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

ただいま手元にそういう領収書等持っておりませんので、調べさせていただきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行、今ねそんなら違う質問に切り替えるから、それは次にね、今指示してですね、隣で補佐級が聞いておると思うんで、すぐに用意させるように言うてください。

川端龍雄議長

課長、資料用意するように。

村島課長。

村島成幸水道課長

わかりました。指示します。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

次に、町長、もうこの国家賠償訴訟に移りますが、その町長はですね、どのような感じの中で、この産廃訴訟の継続からやっているということで、あなたはあくまでも一審、二審が勝っていると、枯渇の問題も生きているというのは、議会でも言ってますよね。それはどういう根拠の中で、どういう方向にいくためにそれを答弁しておるのか、聞かせてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは過程の中で、産廃訴訟の過程の中で一審、二審は勝訴をしたのは事実であります。それから、枯渇もですね、規制対象事業場認定を取り消しておるんですから、それはすべ

てそれで我々の主張が却下されたと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これはですね、町長、平成20年3月の定例会のあなたの答弁なんですね。最高裁で町が配慮しなかったことについては申し訳ないと思いますけど、水道水源の枯渇ということで勝訴した一審、二審については、これは今も残っておりますから、そういうわけで謝罪のことは今のところ必要ないと考えてます。これはどのような考えで述べたんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それはあくまでも、その時点において一審、二審は勝訴をさせていただいたけども、最終的に最高裁においては差し戻されて、またそれを高裁において却下されたということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それは答弁にならないでしょう。産廃訴訟の結果、起っておる、私は今言うたように、20年3月の定例会で言っておるんですよ。あなたの今言うた答弁は当てはまりませんよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのようになったと思いますが、現在、よく総合的に判断しますとですね、規制対象事業場認定が取り消されたんですから、そのような今の答弁になってまいります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これは質問の内容は、私はなぜ産廃訴訟が敗訴になった時点で、企業に話合い、また謝罪に行かなかったかという中で、私の質問に答えておることなんです。あなたの今言っておること全然違いますよ。どういう根拠で言うたんか言ってください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ですから、産廃訴訟は結局は却下されて、町の敗訴になったんですから、これを我々の主張が取り消されたという意味であります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、ちょっと議事進行、あのね議長、私が言っておるのは、今の言うた産廃訴訟の結果は終わって、国家賠償に移っておるんですよ、これ。移っておる中で、なぜ国家賠償を起こるまでに話し合いに行かなかったということで、今の答弁やっておるんです。だから一審、二審が勝っている。枯渇生きておるという根拠を、ちゃんと行ってほしいわけですよ。さきほどのあれは最高裁でいった流れの中でのわからんような答弁やっておるけど、これを具体的にちょっとしていただきたい。

だから、町民に対しては町民はわからないの。一審、二審勝った。枯渇も生きておる。そんなら破棄ってなんだろうと、町は勝っておる意味はわからんということも、町民の皆さんが皆関心持っておるとこなんです。

川端龍雄議長

町長、今の意見に対して、答弁お願いします。

奥山始郎町長

ですから、産廃訴訟は結論として敗訴になったんですから、その我々の主張が取り消されたということで確認しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

取り消されたって、あんたその取り消されたあとの答弁やっておるんですよ。20年の3月に一審、二審勝っておるんだと、枯渇も生きておるんだと、国家賠償が起ってくるという想定の中で、私は行かなかったと言っておるんですよ。答弁なってないよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

最高裁の判決はですね、配慮義務を怠ったということが言われております。しかしながら、私は今言うたように、敗訴になったんですけども、その最高裁の主文の中にはですね、枯渇を否定するとか何とかということは書いてないという意味です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

取り消されたって、あんたその取り消されたあとの答弁やっておるんですよ。20年の3月
それでは一審、二審して、枯渇は判決には書かれてないということやったら、どういう意味を指すんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは、そのことはどういう意味かはそれはわかりませんが、産廃訴訟については、町の敗訴が確定したということは、私も受け止めております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

枯渇はどういう意味かって、それは答弁ならんやろ、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ですから、そのことについては、今度の損害賠償事件について、その中でお答えをさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

損害賠償の訴訟の中で、主張させていただくと言うておるのはね、もうここの、この間の裁判のこの中でですね、この上申書にも、そして準備書面にも皆載っておるんですね。あなたたちの主張は、配慮義務がその当時にはなかった。そして枯渇はこの事業をやるために

は、また審議会かけてもまた審議会がOK出さなかったら、また事業はできないところに覆ると、これは動かないというような主張をしておるんですよ。そこはどんなあれですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それはですね、この産廃訴訟の流れの中で、そういう事実が想定されるということを申し上げておるんであります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから、私言っておるのは、この一審、二審で勝ってる。枯渇は生きておる。そこにいくんでしょう。だったら一審、二審で無罪だったと、一審の津地裁、二審の名古屋高裁で無罪であったと、しかし、三審の最高裁で死刑だよと、有罪死刑だよというたら、これは一審、二審勝っているから、無期懲役か何かなるんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その辺の議員の例えは、私はちょっとわかりかねますが、最高裁の判決は町としては配慮義務が欠けたということが、判決の理由であると、そういうふうに認識しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからその配慮義務に対しては、どないして考えておるんですかと、町としては。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

いろいろ知恵を出してですね、準備書面等で最善の主張をさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから主張するにもね、町長、やはり町民はこの今までの産廃訴訟の結果を見てですよ、今まで町長はいろいろな係争中であるということで、私どもも質問も引き下がってきた。しかし、その結果が敗訴という結果だけであってですよ、それでききほど言うたように 5,100 万円から、10年に近い無駄な時間も費やしてですよ、その責任はどうだと言うたときには、あなた取ってないと、この損害賠償だということになっておる。そこにあったわけですよ、私の言いたいのは。

しかし、その取らずして、この損害賠償も一審、二審が勝っているから、枯渴が生きているかというのは、副町長と収入役、あんたら三役はこれは執行部だから、あんたらも一緒の考えですか。確認しておきます。ちょっと確認するから答弁してください。町長との考えと一緒に。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

失礼します。今、入江議員おっしゃってみえるのは、このよく1年前のこの第1回定例会でさっきお読みいただいた町長の発言に対する、その発言に対する私の考え方。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長が一審、二審で勝って、枯渴も生きておるといようなことを裁判の主張をやっていくと、その中でそういう一審、二審がそんなら仮にね、さきほどの例として無罪であったけど、最高裁判所で有罪になれば、この有罪は一審、二審勝っているからなくなるのかと、そういう認識かというの。

だから、一審、二審の破棄の理由をきちんと把握して答えてください。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

申し訳ございませんでした。よくわかりました。

最高裁といいますのはですね、法令判断をするところでございまして、今、最高裁、名古屋の高等裁判所で今、一審、二審ですね、二審で出た結果に法的な瑕疵があったかどうかを判断するのが最高裁ということで、最高裁で法的な手続き、解釈に問題があったということで、

名古屋高裁に戻されて、そしていわゆる配慮義務違反ですね、それで町が敗訴したということとです。

ただ、最高裁というのはですね、その法律の解釈をするだけであって、事実認定まではしないということですので、今おっしゃるように結果といたしましては、一審、二審というのはもう一応あいつた結果に、町長がおっしゃった結果になってますけど、最高裁でそれが破棄するということになったわけですから、法的解釈としては最高裁では一審、二審も含めて負けているということです。

ただ、町長が発言したのはですね、ちょっと今申し上げましたように、最高裁というのは法律解釈の話であって、事実認定まで踏み込んでないものですから、そこは否定されてなかったというような言い方で、町長はされたということでございます。以上です。

川端龍雄議長

川端収入役。

川端清司収入役

さきほど副町長がご答弁させていただいた件とですね、私も基本的には考え方全く同じでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

副町長、最高裁は事実関係はしないということじゃないですよ。これあんた判決文見てないの。事実に基づいて配慮義務というのを判決しておるんですよ。そして大きな法律に関する大きな誤りがあるから、その部分だけを差し戻して名古屋高裁で、差し戻しについての条項知ってますか。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

申し訳ございません。今、手元に条例が、判決文ありませんので、入江議員おっしゃるようになりますね、最高裁は何をしたかという、その手続きですね。おっしゃられたように手続きの中で瑕疵があったと、業者に例えば水の使用量を制限しなさいとか、あともっと別の方法があったんじゃないかという、そういった話合いをせずにやったと、そういう手続きで違法性があったということで、配慮義務違反ということで、そういった事実、ごめんなさい、

その事実という意味がちょっと別でしたけども、そういった事実はなかったということで、それをやったほうがよろしいよということで、最高裁は配慮義務違反ということをやったというように承っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや副町長、あんた法学部出ておるから、私はもうちょっと曖昧なことではまた町民がね、信用したらあかんで、だから別に法律判断じゃないでしょう。今回ののは事実に基づいて指摘されて、あとで町が事前協議に加わったときに知った。そのあとでつくったものだから、審議会の意見等も聞き、事業者にきちんとした指導配慮をしながら、不利益を与えないようにしなさいと、そしてその部分だけを差し戻したんでしょう。これが事実じゃないんですか。法令判断ですか。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

今、入江議員がおっしゃった部分についてはそのとおりでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その部分であるというたら法令判断というのは、もう取り消さんかな、そんなら。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

事実という言葉について、ちょっと誤解がありましたら取り消させていただきます。申し訳ございませんでした。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いや違うよ。僕が言うたのは、議事進行。

いや僕が言っておるのは法令判断、法律判断するところだけだからと言うから、私は違うや

ないかと、事実じゃないんだ。法律判断をするからと言ったから私言ったんですよ。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

おっしゃるとおりに、その町の手続き等全部事実等を含めましてですね、最高裁が判断しております。申し訳ございません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね、この差し戻し等に対しては、どういう感覚でおりますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

最高裁の、

11番 入江康仁議員

いや、副町長に。今、法律の問題だからちょっと。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

申し訳ございません。ちょっと私法学部ですけども、あまり知識ありませんので、ちょっと質問のご趣旨がよくわからなかったもので、もうちょっと詳しくお話。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね、この差し戻し等のところには、差し戻しを受けた高等裁判所は、新たなる口頭弁論を開いて、そしてその最高裁から戻されたところの指摘されたところを審議しなさい。そしてその差し戻しを受けた名古屋高裁は、最高裁が拘束するとなっている。これはどういう意味にとれますか。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

一応、最高裁のほうで配慮義務違反ということで示されましたので、名古屋高裁についてはその部分に拘束されるという意味であると思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

拘束される、だから判決はそのようになったわけだけど、法律違反じゃないでしょう。事実を指摘したと、こうしておるんでしょう。法律の判断じゃないでしょう。そこちょっとはっきり言ってください。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

いろんな町の手続きという事実を踏まえましてですね、違法であったということで最高裁、そして差し戻し名古屋高等裁判所も違法であったということで、処分が下されました。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでは、一審、二審、枯渇が生きておるって町長のあなたの判断は間違っておると違うの、そんなら。破棄された理由は間違っておると違うの。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

生きているという言い方は、ちょっと語弊があります。決して生きているというわけではなくって、さきほど入江議員も、破棄をされましたので、一審、二審も含めましてすべて破棄されておりますので。

11番 入江康仁議員

駄目だということやろ、そこをはっきり言うてください。

紀平勉副町長

はい、そういうことです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

副町長、あなたの答弁でまあまあ私安堵しましたわ。町長と一緒に考えやったら、この紀北町ないですよ。一審、二審破棄されたもの生きておるんだというような考え持ってるんだったら、はっきり言って。そうでしょう。

そしてこの中の事業の中で、町長は主張として国家賠償の中で、いろいろな事業はできないとか、いろんなことを主張するけど、そこはどのような根拠を持ってやっておるのですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

根拠はこれまでの裁判で、前の産廃訴訟も振り返って、いろいろ主張してきたその経過の中でですね、根拠を申し上げているわけでありますから、おわかりいただきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね町長、この上申書のこの津ですね、津の中で、あなたたちが言うてるのは、この上告人に対して地下水の使用量の限定をうながすなど、適切な指導をしないと、最高裁の判決があったけど、いまだその協議がなされていない段階となっていると、これはどういうことを言っているんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その細部に至ってですね、私がお答えさせていただくのはですね、今後の準備書面の中でいろいろ勉強したうえで、主張いたしますんで、今ここでどういうわけかということについては、差し控えさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それは通らんですよ、町長。これは訴訟救助の中で終わったことですよ。それに対して何

説明、これ訴訟救助ですよ。損害賠償じゃないですよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

訴訟救助の上申について、今ちょっと私も今手元に持ってませんので、ちょっと。

11番 入江康仁議員

議長、昼間やで、暫時休憩して資料揃えてもうてください。

川端龍雄議長

時間かかりますかね。時間かかるんなら。

奥山始郎町長

ちょっと時間をいただけませんか。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。

1時30分から再開いたします。

(午後 0時 22分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 30分)

川端龍雄議長

奥山町長、答弁求めます。

奥山始郎町長

これはですね、入江議員さんがおっしゃった上申書（２）の中身としてですね、５ページの勝訴の見込みについてという項目の中でですね、下から９行目からですね、同申立書４ページ上から11行目、上告人と十分な協議を尽くし、上告人に対して地下水使用量の限定をうながすなど適切な指導をしと、そしてその次に、カンマがあって、いまだその協議がなされていない段階となっていると、この部分ですか。この部分ですね。そうですね。

そのことはですね、平成19年の10月16日に、これは訴訟救助の原告に対してですね、もし事業を進めるならば、改めて協議をさせていただきますという趣旨の文書を送りました。

それに対して19年11月7日付けで、浜千鳥リサイクルさんから、その事業については未定の状態ですとの返答を受けておりますので、このようにいまだその協議がなされていない段階となっているという意味でございます。よろしいですか。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あとあれないんですか、水道課長からの部分。領収書の部分ですね。何月何日、誰とどういうふうに行ったか。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

さきほどは大変失礼いたしました。平成17年の旧紀伊長島町時代には9件ございまして、17万4,422円を支出しております。また合併後の紀北町になりましては2件、1万2,484円を支出し、合計18万6,906円の食糧費の支出をしております。

これにつきましては、その18年の2月24日に、名古屋高裁で判決が出ましたために、4月から6月にかけて中心的に弁護士との会議を持った次第でございます。以上なんですけども。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いつ何人で飲んだかということですね。さきほど言うたようにですね、これは水道課長の答弁の中でコーヒー代だと、食糧費は。しかし、今見てみるとですね、これ食事代、幕の内弁当代と、私はさっき指摘したのはですよ、議長、日当、そして相談料、そしていろんなものの旅費等は皆出されておるのに、食糧費のものを出す必要はないじゃないかと、それでこ

れを出せとなったわけですね。そのときの答弁はコーヒー代だということになったから、馬鹿なコーヒー代だったら大きなものになるよと言ったら、現実に出てきた。これはどういう意味ですかということや、今度は。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

少しさきほどの答弁間違ったかもわかりませんが、平成20年度からはですね、そういう幕の内弁当等については支出をしておりません。ただし、平成17年度当時につきましては、このお茶や会議だけでなしに、ほかの会議でもですね、まだ食糧費を出しておったのが現状でして、このときも出しております。

したがって、例えば今説明申し上げましたように、11件あるんですけども、すべて言いますか。それでは平成17年の4月1日にあった打ち合わせの件につきましては、弁護士と職員が出ております。14名、2万5,500円でございます。

続きまして、4月の11日に開催させてもらっておりますのは、弁護士ほか全員で10名でございます。このときも幕の内は出ております。

それから、4月の23日、弁護士ほか、これは12人の出席で会議を打ち合わせを行っております。これは2万9,862円でございます。

それから、4月の30日、これも弁護士との打ち合わせでございますけれども、9人で5,891円でございます。

それから、5月の14日ですけども、これは東京での打ち合わせになっております。6人で1万5,708円でございます。弁護士と水道課長でございます。

それから、17年の5月25日でございますけれども、これは名古屋市ですけども、9名で2万660円でございます。はい、9名でございます。

それから、これは5月の31日ですけども、津での開催なんですけども、6名で1万1,700円でございます。

それから、17年の6月16日ですけども、8名で3万1,340円でございます。

それから、同じく6月18日、これは東京でございますけれども、5名で1万1,718円でございます。

以上が、旧紀伊長島町の部分でございますが、合併後なんですけども、18年の3月13日に、7名でございます。3,640円でございます。

それから、最後になります、3月の26日でございます。8名だと思いますが、8,844円でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

課長、さきほどですね、4月23日が12名と言うたけど、これ11名になっておるんですね。それで4月30日が9名と言うけど、これ8人、5月の25日が9名と言ったけど、これ11人になっている。ここはどんな、なぜ違うのですか。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

議長、すいません。議員、もう一度日にちを言ってもらえませんか。確認します。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行です。4月の27日が11人となっておりますね、こちら。それを12名と言ってます。そしてその下の4月30日が8人となっておりますのが9名と言った。それでその次の次の下ですね、5月25日分が9名であるのに11名になっておると、この誤差はどういうことなんですか。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

まず、4月27日につきましては11名でございます。すみません。11名でございます。それから、4月30日の件ですけども、9名でございます。失礼しました。8名でございます。どうも4月30日の分につきましては8名でございます。5月25日の分につきましては、11人でございます。以上、すみません。ちょっと数え間違いしました。誠に申し訳ございません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この大事なお金のかかることに、これ指摘されて水道課長、担当の課で訂正して指摘されて変えるようでは、本当にどうなっておるかということになりますよ、これ。これぐらいにしておきますけど。

それで、町長、私はさきほど言った中ですね、この審議を、それから協議はなされてないというのは、これは事業をやるやらないというのは、その判決の中でもそれは事業者が決めることとなっていることでしょう。別にこれ載らんことでも載ってもいいことなんですよ。どういうふうに理解しておるんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは申し立て、上申書の中ですから、その事実関係を申し上げたんであります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その事実関係というのは、ちょっとおかしいじゃない、それ。

協議する必要ないでしょう。またするまではないでしょう。事業やるとか、やらないとか企業は言っていないでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

だから協議されておられませんという、そういう段階でありますということを書かせていただいたんです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

何を目的に書いたんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは上申ですから、上申に沿った目的です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これね、押し問答しておっても、これあと次々になってくるから、辻褃の合うようにしておいてくださいよ。町長、それで今回ですね、この国家賠償に絡んで、以前の私の質問に、企業ができなかつたら、このような利益を生まないから損害金を払わなくても済むという答弁してますね。覚えてますね。それに対して、その根拠を言ってください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

どの部分でしょう。ちょっと申し訳ないけどもう一回、私わかるように言うて。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

僕の質問の中で、裁判の国家賠償出たときに、町民に対する説明の中で、いや議会の中で、どのようなこれをやっていくんだと、町民が不安になっていると、そういうようなことで、どのような展開でと言ったときに、町民の皆さんに対してはね、これどういうふうに戦うんだということに対して、企業がこれできなかつたら、事業ができなかつたら利益を生まない、このような。だから損害金を払わなくていいという答弁です。これ皆議員聞いているでしょう。ほかの議員も聞いていると思いますよ。だからその根拠を言ってください。

事業ができなかつたら、事業ができなかつたらじゃない、事業をやるかやらないかは、事業者の判断というのは書かれていますよね。そして三重県からの施設の変更、また軽微変更かは紀伊長島町あんとこの主張言うておるように、あんとこが決めるんじゃないよと、これは三重県が決めること、それに対して事業のやる、やらんは今度は事業者が決めることであるという判決の内容でやっているでしょう。これは以前、水道課長あなた読めというときに読まされているでしょう。この判決文は。

だから、その中でそれを言うておるのは、なぜその企業ができなかつたら、利益を生まない。これは当然あなたの理屈はおうているけど、企業はやるかやらないかわからん間に、こういうような中で、なぜ根拠を持って言うているんですかということ、根拠を聞きたいわけです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

事業はですね、現在されていないんですから、できなかつたらという仮定の言葉は言えると思うんですが。事業が実際今やっていないんですから、仮定のできなかつたらということ
で申し上げたんですが。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうじゃないやろ、あんた。これはだからさきほど申請しても、審議会でもた駄目ですよ
と言われるからできないからということも、これ皆かかってくるんですよ。上申書から準備
書面に、あなたが言った。だから一貫性持たなあかんよと言うの。その時点で言うたことは、
その意味と違いますよ。そこちゃんと思い出してください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私としてはそのように思っておりますけれども、うん。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ちょっと待ってくださいね。そんなら町長にきちんと答えさすために、きちんとあれしま
す。村島課長が言ったんだよな。それじゃね、これ6月定例会でこの本会議の中で、この議
事録の中に載っていると思うんですけど、これを村島成幸水道課長が読んでいるんですね。
そこちょっと読ませてください。それなかつたら議長、これ資料あげてもいい、読むだけ。
もしあれやったら村島課長、これやってちょっと確認してください。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは朗読させていただきます。44ページの2行目からですが、その他、被控訴人はす
でに三重県の指導要綱に基づく。

11番 入江康仁議員

いやいや前の私の質問のそこから読まな、それわからんよ、町長は。今のと全然違うこと
答えておるで。

村島成幸水道課長

それでは入江議員のところから読みます。

そうですね。それじゃさきほど町長が言ったように、この事業ができなかったら利益を
生まないからというところですね。ここをね町長、その判決文のいいます44ページの上から
2行目、現に三重県のというところから、ちょっと読んでいただきたい、10行目まで。もし
あれやったら課長に読ませてください。

ということで私が読んでおります。

で、私のところですが、

それでは朗読をさせていただきます。44ページの2行目からですが、その他、被控訴人は
すでに三重県の指導要綱に基づく事前協議、手続きが進んでいたの、控訴人において従前
の事業計画を大幅に変更することは不能と考えられたと指摘するが、廃掃法による施設設置
許可申請手続きを最初からやり直させるか、軽微変更であるとして従前の手続き内での変更
で足りるとするかは、三重県が判断することであり、被控訴人が判断すべき事柄ではない。
また、仮に最初からやり直すよう指示された場合に、それに応じて手続きをするか、断念す
るかは控訴人の判断であり、被控訴人が判断すべき事柄ではない。そのような点を考慮して
指導を差し控えることは、最初から控訴人に事業を行う機会を与えないことに帰し不当であ
る。また、被控訴人は本件事業計画に不備があったなどと、るる指摘するが、これらによっ
ても控訴人も本件事業計画が実現不可能であるとは断定できない。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、ここですよ。ここで、だからなぜその審議、協議もしない、事業は私じゃなくて
企業が決める、その中で利益を生まない、生むというのは、どういう判断の根拠で言ってお
るんですかということなんです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

結局、私が考えていることは、結局、事業をしなかったら、しなかったらその企業はそこから利益を生むことはないということを言っているわけですよ、それは。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その事業をなぜ、やらさないように止めたんでしょう、あなたは。それをやるか、やらんかというのは私が決めることで、あなたが決めることじゃないと、止めたことに対する損害賠償でしょう。このような議長、答弁やったら進まんよ、これ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

意味がちょっとわからんのですけども、止めたというのは産廃訴訟のことですか。もう一回ちょっとお願いします。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今度はよう聞いてくださいよ、町長。産廃の事業というのは、産廃訴訟の中の事業でしょう。事業を止めたことによって、あなたがさきほどから言っておる国家賠償があるんでしょう、これ。最高裁の敗訴につながって、あなたそこを全然、言ったことを最後まで一貫性をもってやってくださいというのは、ここなんですよ、町長。施設の問題になると施設産廃ですか、これは国家賠償ですか、そうじゃないでしょう。事業する、せんというのは産廃事業を止めたのはあなたなんですよ。議長、よう聞いておいてくださいよ。

それで、それに敗訴になったから損害賠償につながっていくから、私はこの責任をちゃんといくように見守るのが、私の責任だということは、あんたの主張だったんでしょう。だからここで事業できなかったとか、できるって根拠はどこにあるんだと、要は事業できるとか、する問題じゃないというんですよ。

そうでしょう、それ止めたんだから、あなたは。この判決はあなたはそんならいつの判決を示すと思うんですか、判決は平成8年に裁判起こして、平成12年に仮にですよ、10年経って平成18年でもいいですわ。この最高裁の判決は現在を指すんですか、この判決は。この判決は止めた8年の訴訟が起こった時点の判決でしょう。それは事業をあなたが止めたから、

これなったんでしょう。だからその事業できる、できないというのはあなた何を言ってんだということを言いたいんですよ。

事業できるか、できないかというのは事業者が決めること、このあとのことは。しかし、判決はこの8年の訴訟が起こった時点の判決でしょう。あなたはゴチャゴチャになってあれしておるから町長、だから一つひとつ一貫性を持ってやってくださいよというのはここなんです。今の質問であんた施設ですか、産廃ですかということはないでしょう、町長。あなた言っているじゃないか、産廃訴訟の敗訴がつながって国家賠償だって、事業ができる、できないということは、そんならここで指している。国家賠償の何の事業なんですか。

この元になっているのは産廃施設でしょう。止めたことでしょう。判決はそんならいつ指すんですか。8年に起こしたものが18年にしても、18年のこの現在の、言うたら20年においてもいいです、21年で。現在の判決でこの現在のものにマッチするような判決するんですか、違うでしょう。起こした8年のとこへ戻るんでしょう。これも三役ちょっと話、ちょっと答弁してください。ちょうどいいわ。町長の考え方そういうことでしょう。いやいやこれは執行部の3人のこれは大きな問題だから、町長の今の答弁で一貫性ないようになるじゃないですか。

事業止めたのは産廃施設、当たり前。それをする、しないの前の問題ですよ、それは。だからこれを何を根拠に言っておるんだということなんです。だから最高裁の判決はどこの時期を指すんですか。町長が答えられんだら副町長、この最高裁の判決はいつの時点を指すんですか。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

その時点です。ですから、判決があった時点です。

川端龍雄議長

時間がきたので簡潔に。

11番 入江康仁議員

どんだけあと。

川端龍雄議長

もうないです。

11番 入江康仁議員

今の、さっきからの質問は違うよ。

川端龍雄議長

皆止めていました。今のは質問ですけど、さきほどまでののは。

11番 入江康仁議員

今の時点ということは、今を指すわけ。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

その判決があった時点ですから、今で言うと過去の時点、平成8年です。

11番 入江康仁議員

ちょっとあんたら3人で協議してやな、町長はまだわからん顔しておるから。だからこれを今どうだということなん。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

損害賠償請求はですね、産廃訴訟は結局、町が敗訴になって、それで今度は賠償は、損害賠償請求はですね、その事業をやっておったら、こんだけの利益が出ているはずなんだから、それを賠償せえという意味でしょう。

11番 入江康仁議員

やっておったて、あんた、やろうとしたのをあなた止めたんでしょ。

奥山始郎町長

止めたけども、止めたけども、それは配慮義務がなかったからと敗訴になったじゃないですか。そうですね。ですから、それがやっておればいくらかの利益が出ている。こう大きな利益出ているということの訴訟問題でしょう。

川端龍雄議長

町長、答弁だけにしてください。

奥山始郎町長

だから私はそういう意味だと言うておるんです。

11番 入江康仁議員

いやいやどういう意味なん。

川端龍雄議長

入江議員さん、あと15秒残ってますけども。

11番 入江康仁議員

だからできなかったらというところね、だからあなた、議長、これちょっと議事進行でいいですか。

川端龍雄議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

きちんと答弁させてくださいよ。だから私はね、よう考えてくださいよ、町長。事業はあなたやっておったらというけど、やっておたら問題なかったんでしょう。それを止めたから、この逸失利益というのは、そこの損害賠償を求めておるわけでしょう。やっておたらじゃなくて、あなたが止めたことによって、損害を被ったから企業としてはやっておたらこんだけになったよということなんでしょう、町長。そうでしょう。

だから、そこのとこあなたの裁判の判決と、この意味があなた全然、やっておたらというのと止めたのとは違うでしょということ。そこをきちんと把握して答弁してください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

止めたということは、その水道水源の条例に則って止めた。しかし、それは結局は最高裁で配慮義務がなかったからと敗訴になったでしょう。その流れがいま今度は、国家賠償法に基づく損害賠償請求になっておるわけでしょう。それをこれからその最善を尽くしてですね、我々の主張を申し上げていくという姿勢の一環ですよ、これは。そういう姿勢の中のひとつ。

川端龍雄議長

入江議員、最後の質問。

11番 入江康仁議員

そやけど町長、いいですわ。そんならこれは進行これからしていくから、今あなたも言うたことを忘れないで、きちんとしておってください。これは必ずその今の流れの中で、やったとか、やるもんじゃない。もうこれ時間がきたというから、老人ホームに関してね、1点だけ最後に簡潔に言います。

これは白紙ということの状態認識していいんですね。それだけ1点お答えください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

白紙という表現がいいのか、行政側としてはこれを民営化していくという考え方を持っていますけども、今後、議員の皆様とご協議のうえで決定したいということで、それを白紙という議員がお示しになるんだったら、そのとおりです。

川端龍雄議長

以上で、入江康仁君の質問を終わります。

次に、21番 谷節夫君の発言を許します。

21番 谷節夫議員

皆さん、こんにちは。平成21年3月定例議会で一般質問の通告に従い、議長の許しを得て質問をさせていただきます。

本日の一般質問に、これだけ多くの傍聴される方がいらっしゃるということは、160億円裁判が町民にとって重大な関心事であることの証明だと私は思っております。この裁判は、どうなるんだろう、いつまで続くのだろうか、町が負けたら160億円どうやって払うのかな、と不安の気持ちを皆持っていらっしゃいます。

前者質問者の入江議員は、浜千鳥リサイクルの実質的なオーナーであると私は理解しております。違いますと、小さい。非常にですから緊張してね、また、興奮も実はしております。今のやりとりでね。

それで、この裁判に関してのチラシを町民に対して浜千鳥リサイクル社長の中子敏男さんが3回、入江議員が議会だよりで4回のチラシを配布しております。その内容を見た方は、この争いがいつまで続くのかな、どんな結果で終わるのかなと、非常に大きな不安を抱いているように思います。特に、海山区の皆さんの中には、3年半前にいい町になろうということで結婚はしたものの、もう離婚したいという声も多々聞こえてきます。これは皆さんもそういう声をよく耳にするとおもいます。

こうした町民の方々の不安を、少しでも取り除くために、この事件について私も最初からかかわっておりましたので調査を積み重ねて、そして分析をしてみました。その結果に基づいて、この160億円請求が、いかに根拠に基づいたものかを、この質問によって明らかにしていきたいと思っております。現在、行われている裁判は、浜千鳥リサイクルの中子敏男さんが、紀北町に160億円の逸失利益を払えと訴えているものです。一般町民の方々は裁判に負

けたし、えらい金を払わないかんなど、こういうふうに思っていると思います。

しかし、今の議論でも決着はついておりませんが、これは明らかに、私たちはもっと考えて誤った理解だということも思っていなければいけないのでしょうか。12年間裁判で争ってきた産廃訴訟の町敗訴判決は、現在の160億円裁判に私は何の影響も与えてないと思っています。この論争は今、やられたとおりです。全く別の裁判、つまり訴訟だと私は理解しております。

一連の裁判について、町民の皆様にも正しく理解していただくために、具体的に質問をさせていただきます。現在、係争中の事案もありますが、裁判に影響が出ない範囲において、町長、お答えください。

それから、議長ちょっと時間をお借りしまして、実は浜千鳥リサイクルの社長中子敏男様は、夕べ何か7時にお亡くなりになられたところで、ご冥福をお祈りいたします。

しかし、非常に難しい裁判、難しい問題でありますので、一つひとつきっちりと質問をさせていただきます。

まず、1番にですね、産廃訴訟についてお尋ねいたします。浜千鳥リサイクルと一部関係者と言いますか、町の中でもですね、勝った勝ったとアピールしている。これは間違いのないことです。産廃訴訟の差し戻し、名古屋高裁の判決文をどのような内容であるか、もう一度町長きちんとお答えください。

それから、質問2で、判決が出て、原告の浜千鳥リサイクルからどのような請求がありましたか。迷惑かけた、いろんなことも今議論されておりました。どのような請求がありました。私が思うに2つのことが請求申請がなされたと思っております。その1つは、裁判所から町が全額負担しなさいと命じられた裁判費用です。どのぐらいの金額になりますか。それから弁護士費用は裁判費用に含まれるんですか、このこともきちんとお答えください。

それから、大事なことは2つ目は、企業の浜千鳥リサイクルは企業誘致はなかなかできないと、地元で企業おこしをしなければいけないということで、やはりこの廃タイヤ、産廃と、それからそれに絡んで野菜工場をつくるという、大きなその建設の予定をしていたわけなんです。

ですから、施設設置の取り消された、認定が取り消されたことで、やはり浜千鳥リサイクルはそうした申請をしてきたのかどうか、はっきりとお答えください。

関連については、自席にてお尋ねいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、産廃訴訟の名古屋高裁差し戻し審判決の主文は、原判決を取り消す、被控訴人が平成7年5月31日付け、規制対象事業場認定通知書によって控訴人に対していたした控訴人の産業廃棄物中間処理施設に対する規制対象事業場認定処分を取り消す。訴訟の総費用は被控訴人の負担とするというものであります。

次に、裁判費用につきましては、今のところ業者側からの請求はございません。一般的には印紙代、切手代、裁判所に出頭した弁護士の出張及び書類作成費用が含まれると思いますが、弁護士費用は含まれません。

次に、施設設置につきましては、産業廃棄物中間処理施設のことと思われませんが、業者側からは産業廃棄物中間処理施設の設置申請はきておりませんが、もし業者が事業を進めようとする場合は、業者は町との間で町水道水源保護条例に基づく協議が必要となりますので、そのときは適切に対応させていただくことになります。以上です。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

実は、今、前者の質問の中でね、全くこのことについては、事業を申請するか、やるか、やらないかは、その事業者だとはっきり言っているわけですね。ですけど、やるにはやはりその町に対して、また平成7年の5月の10日に認可が下りてますけど、それが約10年間引っぱられたと、それでその町が敗訴になった時点で、当然、申請するのが、申請してその事業にかかると、これは町民が思っていると思うんですけど、それは一体なぜなんでしょうかね、申請を出さないのは。町長はどう思いますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

相手方のことですので、答弁は差し控えさせていただきます。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

それでは、これは非常に複雑な質問、前者議員が言われたことに多いに関係することなので、これで一応打ち切ります。

それでは、第4番目にですね、今、お答えいただいた産廃訴訟とは、私は前段で全く別の裁判だと言っております。そう理解しておるわけです。この160億円の損害の賠償裁判についてお尋ねいたします。

まず、現在、津地裁に提出されている訴状の160億円の逸失利益は、いつからいつまでの期間のものですか。

それから、今、津地裁で行われている裁判は、平成8年分のみを分離しての裁判ですね。その分離裁判の日程はどうなっておりますか。お答えください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

業者側から請求された約160億円の損害賠償額は、平成7年度から18年度までの12年間の逸失利益に対するものであり、その請求の一部、平成8年度分の弁論分離を津地裁が認め、その分離事件の第1回口頭弁論が本年1月15日に津地裁で行われ、今日16日に、第2回口頭弁論が開かれました。また、第3回の口頭弁論期日は5月14日に、第4回は7月2日に指定されております。

なお、5月14日の第3回口頭弁論後、進行協議が行われる予定です。以上です。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

ということは、160億円の裁判は、粛々というか、淡々というか、進められているということですね。そういうことでわかりました。

それではですね、私が、これは議員の中でもときどき質問されるんですが、この分離裁判というのも聞いている住民には、町民の皆様にはわかりにくい点もありますけど、ともかく分離裁判を起こしたと、通常ですね、浜千鳥がその平成8年度分から分離裁判をしたんですが、このことについてね、これは私は大いに疑問に思っているわけです。

それはなぜかと言うと、これが町民の皆さんも誰もが思うんですが、その疑問を明らかにすることが必要だと思っております。私が調べたところですね、私どもが調べたところ、私どもというのは、いろんな方たちと相談しながら、本当にこうだろうかということなので、

私どもという言葉を使わせていただきます。

県からこの施設の建設許可が出たのは5月10日ですよね。これは皆さんご存じのように時系列で調べてもわかりますように、7年の5月10日なんです。そして建設が、その廃タイヤのプラント、そして活性炭であれをとるというそのプラントがですね、完成が、建設が随分45億円にもみたく、そのプラントですから、私はそれでも最短で4ヵ月として、完成が9月中旬だと思っているんですよね。計算するとね。

それから、使用前検査が3ヵ月としても、実際に操業できるのが12月の中旬ぐらいになるんじゃないかと、私は思うわけなんです。そして実績の実稼働はですね、ほとんどその平成7年度はできないことになると思うんですね。これは浜千鳥リサイクルさんの皆さんも、このぐらいはご理解していただけるかなと思うんです。

そして160億円訴状の中の内ですね、平成7年度分にこれもはっきりと表れております。13億9,481万円という請求が出ているんですね、逸失利益が。それが全く根拠のない、いい加減と言うと怒られるかもわかりませんが、全くいい加減な数字ではないかと私は思うんです。

だから、浜千鳥リサイクルさんは、平成7年度分でなく、平成8年度分から分離裁判を津地裁に求めたのではないかと推察するわけです。つまり7年度分に利益どころか売上もできないんじゃないかということで、8年度分を選んだんだと思います。しかし、そうした、いわば根拠のない、私から見れば何で7年度もしないのかという、そういういわばいい加減な計算でですね、そうした算出された逸失利益を町にですね、払わそうという、そういう姿勢はやはり町民は納得はいかないと思うんです。町長、その辺をどのようにお思いですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この件につきましては、建物の規模や設備について詳しい内容が明らかにされていないのでわかりません、これは。それからまたなぜ平成8年度分のみ分離申し立てしてきたのかも、そのことにつきましてもですね、業者側の請求でありますので、これもわかりません。以上です。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

ですから、そのわからないところにね、やはり町民の疑問もあって、本当に実際にこんな160億円の莫大なね、多額の利益があるんだらうかという、これはその疑いをかけるというか、納得できない部分があると、こう私は思うんですね。

それからですね、非常にこの役員である、その浜千鳥リサイクルの大株主である入江康仁議員がね、ここにみえるので、私も非常にこう質問をしにくいんです。できたら退席をお願いしてほしいなぐらいに思っているんですが。これはちょっと座りまして、議事進行でちょっと。

今の回答はちょっと別に、先に議事進行お願いします。

川端龍雄議長

議事進行なんですか。今、議事進行と今言いましたけど。

21番 谷節夫議員

続けて、できたらね、除斥をしていただきたいという気持ちが強いんです。当然、私がこう質問することはね、テレビも報道でされ、新聞でも、新聞はどうかわかりませんが、テレビで報道されるんですけど、随分、私はその核心に触れたね、今からこう質問をしますので、ちょっとこれは時間カットしておいてよ、質問のね。何とかならないかと思うんですけど、議長の判断をひとつ。

川端龍雄議長

谷議員にお答えします。審議の途中なものですからさね、当初、初めからそのような連絡を受けていませんし、審議の中身に入ってから退席というのは、大変これ失礼でもあり、厳しい処置やと思いますので、できれば質問続けていただきたいと思います。

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

それじゃね、やはり入江康仁役員さんも本当に真剣に考えての質問であるし、私もやっぱり質して行ってね、町民の皆さん、あるいは浜千鳥さんのグループの皆様にもね、やっぱりこのことを真剣に考えていきたいということで、方針を変えずにね、しっかりと質問をしてまいります。

そもそもですね、この産廃中間処理施設が本当にできたかどうかということも、大いに私は考えさせられるんであります。それはなぜかと言いますと、この事業を行うための資金の調達方法にね、これもはっきりと訴状の中でいろいろと出ているわけですね。訴訟救助申し立てに添付されている資料22によると、事業資金は総額で44億 5,560万円となっております。

調達のその内訳はですね、環境事業団から27億 7,000万円、銀行から7億 200万円、農林漁業施設資金から7億 7,000万円、JAから2億 260万円、自己資金が1,100万円です。この数字から見ると、ほぼ全額が浜千鳥リサイクルが施設を建てるための借入金です。

それで、私も小さな商売ですけど、ずっと事業やってきましてですね、資金繰りに非常に困ると銀行に融資を申し上げるときに、そのときに一般的にはですね、やっぱり新規事業の融資を受ける場合、自己資金はねどれぐらい必要なか。

そしてですね、それでは私の知るところでは銀行が事業融資をする際のチェックポイントは、事業の評価、事業計画書で将来性をどのように中心に検討するか。それから自己資金の割合、一般的に3割以上で検討している。

それから担保設定は、融資額は担保物件の評価額の大体6割が一般的なんですよ。そしてこの浜千鳥リサイクルが約45億円かかるというのですから、やっぱりその担保物件としては約80億円の担保を用意しなければ、なかなかこう全体の借り入れができないんじゃないかと、私はそういうふうに理解しているわけなんです。

それで、町長にお尋ねしますがね、町長は一般的にその新事業の融資を受ける場合ね、一体どのぐらいの自己資金は必要だと町長は理解していらっしゃいますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことについてはですね、ちょっと私もわかりかねるところであります。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

事業を計画する方は、いろんな力でその事業を推進していくんで、このことも私は強く追及できません。もちろん町長もだと思います。

そしてですね、これからいくとその浜千鳥リサイクルさんの自己資金はね、この数字からいくと、これは私が選んだ数字でもない、この数値からいくと、やはりわずかその自己資金としては0.25%になるんですね。1%にも満たないんです。このような事業計画で融資する金融機関があるんかどうかね、この点、町長はこれ大事なところで、一応こういう調査もいたしましたか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

借入先につきましては、相手方のことでございますので、お答えはちょっと差し控えさせていただきます。わかりません。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

実はね、今、その自民党麻生総理がこの社会的な不況の中で、景気回復をしなければいけないということで、この前は定額の給付金を町が4月の末には大体支給できるというようなことなんです。これに関連してですね、今度、政府の政策投資銀行に100億円からの計画を立ててですね、やっぱりそうした事業の推進を図れるような政策投資銀行がやるというようなことも新聞で見たのでね、おそらくその事業者がこういう大きな事業をするときには、そうした銀行の手当もあろうかと思うんですけど、私は、ですからそのためにもやはり自己資金と担保が要るんじゃないかということ、少し言わせてもらっておきます。

それからからですね、次に町長、その160億円の逸失利益の根幹はですね、この浜千鳥リサイクルさんが初め計画時に出したですね、これは紀北町民、紀北が合併してからも浜千鳥リサイクルさんは確か出されたと思うんですけど、この抽出油は無農薬野菜の栽培工場TSファームで使用しますという、これは建設時に立てた、言うたら町民にアピールのこの完全無農薬野菜工場、タイヤ管理施設工場のこのあれですね。ピラなんです。

それでですね、その根幹は野菜事業と廃タイヤ事業の2つの事業であると思います。そしてその廃タイヤ事業の疑問について、疑問というかちょっとわかりにくいというかね、具体的にお尋ねいたします。

1つ目にですね、その廃タイヤを排出する業者との間で、交わされた仮契約書がありますか。これは町長は見ておると思うんですね。訴状の中でいろいろと出てきているんです。

それから2番目にですね、その仮契約書の内容は正しいものかどうかね、町長のお答えを願いたい。そして、もし正しくないのなら、具体的にどの箇所が正しくないかを説明をお願いしたい。

それからですね、2社以外どのような廃タイヤ、排出事業から収集する計画ですか。2社しか載ってないのでわからないのでね、都合何社で何トン収集することになるのか、お答えください。

それからですね、そこまであんまり一遍に言うとなあれですもんで、その3つをまずお答えください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

業者の側から提出されました証拠によりますと、津市にある2社と仮契約を結んでいることが伺えます。具体的な内容につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

それではですね、なかなか係争中ということで、町長もお答え願えないんですけど、この廃タイヤのですね、収集が実現できて、初めてそのタイヤを蒸して活性炭をとって、初めてその活性炭の売上げができるという、そのシステムになっていると私理解しているんですね。

実にそのタイヤがですね、本当に計画どおり収集が可能だったかどうかということも、私はちょっと疑問を持ちまして、実は5社の中のA社でそれを検証してみたんです。実はA社はですね、A社の契約はこれは浜千鳥リサイクルさんはよくわかっていると思うんですけど、1ヵ月にですね、250tの廃タイヤを排出する計画になっておるんです。町長、このね250tのタイヤというのは、本数にして何本ぐらいになるかわかりますか。町長、これこういうこともね町長、認識しておかないと、今後の裁判に随分影響してくると思うんですよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

タイヤの重量はですね、8kgぐらいとして換算しますと、3万1,250本になります。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

私の調べたところではですね、普通乗用車が9.5kgなんです。それでこの250tをわかりやすくするためにタイヤの本数に換算してみました。そのタイヤの種類は軽自動車用、普通自動車用、大型自動車用の3種類があると思うんですね。すべて普通車タイヤで約9.5kg、こ

これは新品のタイヤですけどもね、約 9.5kgなんです。それで1ヵ月でそうすると2万 6,000本になるわけですね。1ヵ月25日稼働するとしてですね、1日当たり 1,040本集めてくるわけなんです。これは1社だけの例ですよ。

そしてこれをもっとわかりやすく言いますと、1日に 260台の車のタイヤを販売することになるわけなんです。売るほうがね。古いタイヤができるから。これはものすごいタイヤが売れることになるわけなんです。ですから、これは余談になりますけど 250t、全部買い替えるとするとの前提で、本当にそれだけのタイヤが売れているかを当時者であるA社の関係者にね、私も質問する以上、確認をいたしましたのでございます。

そうすると、1ヵ月 250tの排出についてはね、250t 廃タイヤを出すということが、うちが出す廃タイヤは実は1ヵ月10t前後で、本数は 1,300本ぐらいですよ。そうするとこの契約書と今の返答をもらったA社から言いますと、25倍もタイヤが売れたら、250t、その排出してくるといいますから、浜千鳥リサイクルにね。そしたら25倍の 250tもうちがその浜千鳥リサイクルへタイヤを出したとしたら、売れておることがそんだけ売れておるんだから蔵が建つという、そういう返事をいただいたんですね。

それで、その浜千鳥リサイクルとですね、廃タイヤ、何社あるかわかりませんが、その契約はですね、本当の契約であるかどうかね、これはもう大変なその準備書面を交わす中でですね、大変な要素になると思うんですけど、その辺も町長はね、よく勉強していただきたい。そう思っています。

それからですね、その具体的に言いますと、そのA社がですね、実は浜千鳥リサイクルさんと、契約をしてないというんですね。そして廃タイヤの排出については、もう知多リサイクルさんと契約をしておるので、週1回土曜日に収集してもらっていますから、他の業者さんと取り引きをすることはありませんというておるわけなんです。

ですから、その 160億円の逸失利益は出るよと、町に 160億円もらわなくちゃいけないという、やっぱりその裁判の中でね、こうしたことも綿密にですね、町長は弁護士ばかり頼らずに、しっかりとしてほしいと私は願うわけなんです。

それからですね、次なんですけど、その廃タイヤのね、その搬入についてお尋ねしたいんですけど、その浜千鳥リサイクルさんではね、廃タイヤ排出業者から出た廃タイヤを紀伊長島区の施設まで搬入するのは、どのような方法で行おうとしていたのですか、町長。そのことに関して委託契約書あるそうですが、その内容を説明してください。

あわせて、搬入委託料は1t当たりいくら支払う計画であったか、ちょっとお答えください

い。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

業者側から提出された証拠によりますと、豊中市にある会社と廃タイヤの収集業務の委託契約を結んでいることが伺えます。ただし、具体的な内容につきましては、私は裏付けをとっておりませんので、お答えすることはできません。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

その計画によりますとですね、この廃タイヤ総委託事業で1年間に支払う委託料はいくらになるか、それから経費を除くとどのぐらいの利益が見込めますか、この辺も町長はわかっていないですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことも私のほうでは、その調査等をしておりません。したがって、わかっておりません。

川端龍雄議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

私は、ここでなぜ、どんなことを申し上げたいかと町長に言いますと、この浜千鳥リサイクルのそのグループの考え方としてはね、今はちょっとなくなっておりますけど、当時はその尾鷲ですね、魚アラの処理もやっていた。それから運送屋もやっている。町の仕事もそのグループがやっている。いろんな仕事の中でね、やはりそのシナジー効果があると、相乗効果があるということを、常にその大株主の入江議員が言ってるわけなんですね。

ですから、私はここに疑問を持つのはですね、年間1億円前後の利益が出るその事業と言っているわけなんですね。わざわざ大阪の業者に委託してですね、儲けさすなんて、ちょっとおかしいんじゃないかと、なぜその浜千鳥運輸にね、その当時、事業委託しないんかということだったんですね。

それで、浜千鳥リサイクルは当会社から15億円の融資を受けていることをね考慮すると、ということは、この15億円の融資を受けているということは、これは私じゃなくて浜千鳥リサイクルの社長入江さん、あるいは入江康仁議会だよりでもありますようにね、浜千鳥リサイクルは当会社、すなわち浜千鳥運輸からね、15億円の融資を受けていることを考慮すると、当然、行うべき措置だと思っております。

原告がですね、原告というのは浜千鳥リサイクルさんが、やはり町おこしの事業というのであればね、地元企業に、大阪の企業じゃなしに、もし今後ですね、この事業を推進していくのであればな、その業務委託にするのがね、当然、地元企業に業務委託するのが当然ではないかと私は思うわけなんです。

それで、町長にお尋ねしますがね、実はそのタイヤを排出する契約書の存在についてはね、2社あると、それではですね、その私はA社だけ言ったんですけど、残り4社の確認はとれていない。A社の実態から推察しますとね、この廃タイヤを。

川端龍雄議長

谷議員さん、時間がきましたので、まとめてください。

21番 谷節夫議員

不可能な事業であると思うんで、これらについてね、町長は十分把握しているかどうか、お尋ねいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員はいろいろと調査されておられますので、今までおっしゃったことについては、今後の訴訟について参考とさせていただきたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

以上で、時間が過ぎましたので。

21番 谷節夫議員

ちょっと議長、議事進行、普通今までの前者議員にはイエローカード、僕は夢中でイエローカード見えなんだですよ。突然時間がくる、それから私は何も言うてないもん。それもう1問だけちょっと是非言わせてください。

川端龍雄議長

谷節夫君、見えなんだのはともかく、これ初め議場で、初めから説明してありますのでさ

ね、そこは一応。

21番 谷節夫議員

議事進行。

川端龍雄議長

簡潔に、簡潔に。

21番 谷節夫議員

それではですね、まずその15億円融資についてお尋ねしたいんです。これは訴訟救助という大変なこの今、最高裁へいっている裁判がありますので、原告のその浜千鳥リサイクルさんが町民に配布した大きなチラシの中でね、浜千鳥運輸から融資を受けたと言っております。これは私が言うのやない、浜千鳥さんが言っているんです。この15億円融資は本当に15億円融資が本当にあったんでしょうか、町長。町長はこれ調べておりますか。

施設は建ててない。プラントは1基も購入していない。それから社員は採用していない。一体どこにこの15億円は消えたんですか。それとも浜千鳥運輸に返したんでしょうか。もし返したのなら、浜千鳥運輸は民事再生をしなくてもよかったんでしょうか。もしこの15億円を返していないのであれば。

川端龍雄議長

時間が超過しましたので、締めくくってください。

21番 谷節夫議員

簡潔に言います。それでは町長、このことについてご回答をお願いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これがあったかと、15億円の融資があったかどうか、これは相手方のことでありますので、私にはちょっとわかりかねますので、よろしくお願いします。

川端龍雄議長

これで谷節夫君の質問を終わります。

次に、9番 平野倅規君の発言を許します。

9番 平野倅規議員

ただいま、議長の許可をいただき、事前通告済みの国道422号線、下地・茂原間の道路拡幅についての一般質問をさせていただきます。

国道 422号線は、生活道路、通学路として町民の皆様が頻繁に利用しているところですが、下地・茂原間は、特に道路幅が狭くて交通事故が起っても不思議ではないほど狭いところがたくさんあります。2車線のところが多少ありますが、生活道路、通学路として通行するのであれば、改良しなくてはならない道路であると考えます。

ご存じのように、国道といえども管理は県がしておりますが、これまで地元住民の強い要望により、町を通して県に道路拡幅をお願いしてまいりましたが、現在、県側としましては、山側の法面強化の工事を継続してやっていただいておりますが、県管理の川側だけが用地等の問題があり、全然手が付けられない状態であります。

しかし、このまま放置しておくのではなく、町側としても誠意を持って何らかの手法で県側に再度要望して、住民の要望を満たすよう努力していただきたいと思っております。

聞くところによりますと、この区間を通り、高速道路工事関係の材料運搬車等が、何年かにわたり通行するとのことで、連合自治会においては問題解決のため、いろいろ努力していただいております。町としては道路拡幅及び高速道路工事関係車両等について、いかに考えておられるのか、お伺いいたします。

なお、関連質問は自席にてさせていただきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

平野倅規議員のご質問にお答えいたします。

国道 422号の道路拡幅についてであります。国道 422号の下地・茂原間 1.6kmにつきましましては、議員ご指摘のように、2車線に改良されている箇所もありますが、一部の区間では極端に幅員が狭く、地域から拡幅改良や歩道設置のご要望がありまして、その必要性については私も同じ認識をしているところでございます。

議員もご承知のように、この区間は赤羽川と急峻な山地の狭い間を道路が走っているような場所で、現在、三重県で法面崩壊を防止するため、災害防除工事が行われています。非常に拡幅が困難な場所ではございますが、町としても具体的な改良区間として、国土交通省や三重県に対し、継続的に要望を行っているところでございます。

次に、この区間を高速道路の工事運搬路として、大型ダンプが通行することについてのご質問でございますが、この経緯につきましましては、高速道路の工事中において、出垣内、山本地域に工事車両が集中することから、このことを避けるため、平成19年12月に、紀伊長島区

連合自治会が沿線代表区長の連名書面で、出垣内から下地へさらに茂原・前山から加田の国道42号へと環状するような、工事運搬路を設定するよう国土交通省に要望いたしました。

現在、国土交通省では連合自治会の要望を受け、狭あい区間には中高生の通学や歩行者の交通安全対策としての仮歩道設置や、一部区間に地元車両を優先させるため工事車両の誘導員配置など、万全の体制をとるよう予定しているところでございます。

町といたしましても、地域の安全を最優先に事業を進めていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

まず、この大型運搬車両なのですが、この運搬経路ですね、この運搬経路を堤防、出垣内裏の堤防部分と、国道422号線の部分、農免道路、出垣内・下地間、並びに前山・加田線の距離等を教えていただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この質問に対しましては、建設課長に答えさせます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。工事用運搬路の経路でございますけれども、さきほど議員が言われました長島区の出垣内地内から、下地・茂原を経由して、加田の国道42号に至るものでございますけれども、全延長が約6.5kmほどございます。その内訳といたしまして、まず国道42号の新長島橋の右岸詰め、出垣内側でございますけれども、この国道42号から出垣内地内へは赤羽川の右岸河川敷きを使用するということで、これが約0.6kmほどございます。

次に、出垣内地内から下地に至りましては、赤羽川の右岸堤防及び町道でございます。これにつきましては約1.7km。

次に、下地から茂原間につきましては、さきほどご質問のありました幅員の狭い部分を含んだもんでございますけれども、国道422号で1.6kmございます。

次に、茂原から前山、これも422号でございますけれども、これが0.6km、前山から加田の

国道42号までにつきましては、これは町道の部分と今言われました農道の部分がございます、これが約2km、合計6.5kmでございます。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

現在、その運搬経路のうちの国道422号線沿いのやつは、これは国道ですので舗装部分は強いと思います。しかし、この農免道路関係の部分は構造上、薄い舗装でやっておられると思いますので、もしもこの部分をいくら空車とか荷を積んであるんであっても、ダンプの重量がかかりますので傷む。傷んだときの交渉等は国交省のほうと町はしておられるのか、お尋ねします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この質問につきましても、建設課長に答えさせます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。工事期間が国交省の予定では、おおむね今年の6月から高速道路の工事完了までということで、4年ないし5年かかると思われます。したがって、その間において路面の損傷が発生いたしましたら、国土交通省においてそれは修繕いたします。

また、工事完了後におきましても、路面の状況を調査いたしまして、修繕等の対応はすると、国交省との協議でございます。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

わかりました。なぜこの問題を取り上げたと言いますと、災害復旧工事、国道42号線並びに三戸紀伊長島停車場線、その道路がさきほど作業の運搬車両によって、すごく傷んだ状態で、その補修さえも現在されておらないと、大変地元の人が困ってみえるというものに関連しまして、この舗装の部分を私は強く町側に要望しておくのですが、工事は終わったらやはりそのまま、予算等はあとではもう終わっておるもので付けない。そういうことではやっ

ぱり通行車両として、通っていただく町民の方に、大変迷惑をかける。その分を町としても十分に考えてやっていただかなあかんと思うんですけども、その点に対して町長はいかに考えておられるのか、お伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきの質問に対してですね、課長が答えたように、現状について今議員がご指摘あったようでごさいますね、16年災の工事についても、今度の高速道路の工事についてもですね、結果、住民にご迷惑がかかるような状態であれば、これは国、国交省に対してですね、県にも同様ですが、改修をお願いをしてまいりたいと思っております。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9 番 平野倅規議員

この災害工事の部分に関しては、今年度ぐらいで、大概完了すると思うんですが。町や国交省にただいま町長がそのような旨をお伝えすると言われておりましたが、県のほうは予算的に災害が終わったら違う別の工事で予算を立てなければいけないような状態になると思うんですけども、本当はもうすでにそのことは言うておらなあかん、期間は過ぎておるんじゃないかと思うんですけど、その点を知っておってやらんだんか、今言われてこれからやらなあかんのか、そういう両面があると思うんですけど、どちらのほうを選んだわけですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのご質問については、建設課長に答えさせます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われましたように、平成16年の災害につきましては、県から聞いておりますのは、今年でほぼ完了するということで聞いております。

そういうことで、現在、県の発注においてですね、国道 422号の路面等の補修は、特に現在、発注工事の中では計上はしていないというように聞いております。

ただ、国道 422号につきましては、当然、道路管理者は県でございますので、当然、県の道路管理者においてそれは路面等の補修はされるということで、仮にこれが町道でございますとですね、町から県にこの事業による町道の路面が損傷が著しいということで、そういうような補修は早急に事業の中で申し入れるわけでございますけれども、事業主体が県ということと、当然、管理者がでございますので、県で補修していくと。

ただ、今さきほど町長も言われましたように、この件につきましては、状況も十分把握して、これらの補修については県に強く申し入れたいと考えております。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9 番 平野倅規議員

町長、今、課長が答弁してもうたように、なぜ私がこの舗装の部分に関連して、部分を一番先に取り上げたということは、実際、今もそのとおりなんです。さきほど町長の答弁で、この随時舗装を直していただいて、作業車通ったあと4年も5年も通る道路で、工事が終わったときに、今課長が答弁されたように、こういうふうな状態において、町民をそこ車を走らすということは、大変迷惑なことです。

であるから、私はさきほどからこの舗装を取り上げたのは、随時作業車を止めてでも、その舗装が傷んだときに、その都度その都度直していただきたいという気持ちがあるから、舗装問題を取り上げたわけでありまして。役所というのは、終わってから予算付けてやるというのが通常のように思われますが、さきにこういうような問題は県や国交省と、幸いにもこれ連合自治会の方々が協力してやっていただいておりますので、まだその点は助かるとしても、やっぱり町も今回のことに関しては農免道路、町道というのは町が管理されておるわけですね。その都度その都度直してもうたら、町の負担がなくなるわけです。県や国交省にしていただいたら、そうすると、町民に喜ばれる道路、それを優先されるわけです。その点、町長のお考えはいかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が今、おっしゃったようなその都度ですね、傷んだところを改修していただいたら、大変住民の方々が喜んでくれると思います。ですので、傷んだ箇所があれば、それが発見されれば当局に、国と県の当局にお願いしてまいりたいと思います。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9 番 平野倅規議員

この運搬、期間としてはさきほど課長は4年から5年、そういうふうに答弁されておりますが、子どもに対しての通学路がありますね。それで片側通行で聞いておるんですけども、いくら空の車でもダンプの大きさは幅も長さも変わりません。荷物は積む積まは別として。通学路に対応するとか、一般の車両等に対応する安全対策、これは誘導員を付けるとか、こんなものは当然のことです。

町においても県においても、小さい工事でも誘導員を付けてやっておる。そういうふうなことではなく、どういうふうなものを対応して、町民の安全を図るか、その説明をお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その質問については、建設課長に答えさせます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。さきほどの町長の答弁でもございましたように、下地・茂原間の約 1.6 kmでございますけれども、この部分で特に幅員の狭い部分、約 0.6kmほどございますけれども、その箇所では河川側に歩道、仮歩道でございますけれども、約 300m設置するというところで、国土交通省から聞いております。

また、誘導員の配置でございますけれども、この誘導員につきましては、工事車両を規制するための誘導員の設置ということでございますので、あくまでも地元車両、地元住民を最優先させるということで、この誘導員につきましては、工事車両を規制するための誘導員の設置ということで、万全の体制をとるというふうに聞いております。以上です。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9 番 平野倅規議員

仮歩道を 300mということは、狭いところへ向いて仮歩道つくるといえることですか。

それじゃ、その仮歩道は永久的にこの将来のために、安全のために、これを残してもらおう
ということは、可能か不可能かをご答弁お願いします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。仮歩道につきましては、河川側に設置するというございまして、
河川管理者であります尾鷲建設事務所と国土交通省の協議の中では、工事区間のみと、現在
はそういうような表記になってございます。以上です。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

そうすると、この作業する人だけが優遇されて、そこを通行する町民の方々が、作業する
車を優先するために、何か知らんけどこうおかしい話じゃないかと思うんですね。もしも作
業する車がそこを4年間も5年間も通るために、安全のために仮設歩道を付けるのであれば、
その代償として、その道路の危ないところにその仮設道路 300mを将来的にも残してもうて、
国道 422号線の安全を図るのが当然のことやと思うんでよ。町長、これは町長が答えてくだ
さい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これはですね、工事が終了した段階で今、課長が答えたように、撤去するかもしれません。
しかしながら、あったらそれを利用する住民、あるいは学生、生徒が安全が確保できるとい
うことであろうかと思えますんで、国と県に対して存続を要望をさせていただきます。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

違う違う、この要望して、県側としてはいろいろな問題があると思うんですけども、将来
的にその 300mの安全歩道を残していただけるという、確証はあるんか、ないかをお伺いし
ます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在のところ、その確証は有しておりません。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

それであれば、また元へ戻りますけど、そこを通行する地元住民が4年間ないし5年間、作業者を優遇するために、犠牲にならなあかん。犠牲になるために、この工事をしてもらうというような、地元の住民の意思があるんかどうか。それを町長は考えたことありますやろか、それをお尋ねします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が、そのように実質的に工事のみの仮歩道ということであるならば、そういう論理になろうかと思えますけれども、実態をよく把握しましてですね、住民の安全のために強く要望していきたいと思っております。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

その問題は、町長の十二分をお願いして、この今、さきほど言われたように災害防除工事で山側だけ今、強化しているわけなんですけども、この山側に対して作業車が通る場合は左側通りますね。左側には側溝の蓋がないわけです。そこへ側溝の蓋を入れますと、大体40～50cm道路幅が広がります。そうすると対向するとき、自転車や単車等が安全にかかわせるわけです。側溝の蓋も是非とも、もう広い部分はもう仕方ないとしても、狭い部分に対しては、全面側溝蓋を入れると、それも至急、県や国交省に言っていただきたい。

今、町長言うておかな、これ作業始まったり作業終わったらもう終わりですよ。さきほど課長言われたように、6月ごろから始まるって、核心の部分に今から入っていきますけども、地元住民に県や国交省は説明しておりますか、それをお尋ねします。今の側溝のことと、地元住民の説明会に対してのご答弁をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

側溝の蓋につきましては、これは大事なことですよね。ですから、それは是非、建設工事をお願いするとともに、地域住民に着手前の説明はまだしていないと伺ってますんで、その件もあわせて工事のご当局、国と県に対してもお願いをしてみたいです。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9 番 平野倅規議員

この地元住民に対しての説明はしていただけますというような答弁でしたけども、どのような方法で地元住民の方々に周知していただいて、了解を得られるのですか。もう今は3月ですよ。もう期間がないんですけど。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

地域ごとにですね、集約できれば集約できた地域説明会という形が、一番ベターかなと考えてます。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9 番 平野倅規議員

この説明方法ということは各地域でやるんか、全体的に説明会を開くんか、それをお伺いいたしたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その点はですね、全体ではちょっとスケジュールの都合があらうかと思ってますんで、おそらく地域ごとにならうかと思えますが、それもですね、相手方の意向を聞いたうえで説明に来ていただくことをお願いします。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9 番 平野倅規議員

もうあと2点ぐらいあるんですけども、この連合自治会からの要望に対して、国土交通省からの対応というのですか、そういうものがないようですので、課長、国道関係の職員はこちらに1人、2人おりますやろ。その人たちに言っていただいて、連合自治会からの19年度から要望しておる、やっぱり回答をさ、文書でしておるんやで、文書でもってさ、正確にさ、届けるのが礼儀やと思うんですけども、どうですか、していただけますか。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

その点につきましても、そういう声もいただいておりますので、現在、国交省と調整中でございます。以上です。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

じゃこれ最後の質問にいたしますが、さきほど町長が言われたこと、舗装は傷んだときに随時やっていただくということ、それから側溝の蓋を狭いところ、すべて入れてもらうということ、安全対策である仮歩道設置 300m、これは将来的にも全町民の安全のためにも、それは町側と交渉して残していただくということに努力して、それを実現するために頑張りたいということの再度確認をいたしてもらいまして、私の一般質問を終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員が言われました傷んだ道路については、随時、それを改修していただくこと、それから側溝の蓋の工事、それから仮歩道についても、議員がこれまで言ったようにですね、工事期間だけではなく、それ終了してもですね、以後にもそのまま設置いただけるように、要望をいたします。以上です。

川端龍雄議長

これで平野倅規君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問はすべて終了しました。

川端龍雄議長

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午後 3時 11分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 6月 9日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 中津畑 正量

紀北町議会議員 東 澄代